

令和6年 第4回沼田町議会定例会 会議録

令和 6年12月17日(火)

午前10時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鵜 野	範之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	教育長	三 浦	剛 君
監査委員	中 村	保 夫 君	農業委員会長	中 村	宗 寛 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原	秀 史 君	総務財政課長	村 中	博 隆 君
産業創出課参事	岡 田	敏 行 君	農業推進課長	前 田	昌 清 君
住民生活課長	嶋 田	英 樹 君	建設課長	瀧 本	周 三 君
保健福祉課長	按 田	義 輝 君	和風園園長	安 念	昌 典 君
旭寿園園長	荒 川	幸 太 君			

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 神 薮 太 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 亀 谷 良 宏 君 書 記 高 橋 愁 人 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
認 定 第 1 号	令和5年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
認 定 第 2 号	令和5年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
議案第67号	指定管理者の指定について（沼田町クラフトビール醸造所）
議案第68号	指定管理者の指定について（沼田町暮らしの安心センター）
議案第69号	沼田町特定環境保全公共下水道沼田浄化センターの建設工事委託 に関する協定の一部変更について
議案第70号	令和6年度沼田町一般会計補正予算について
議案第71号	令和6年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算につい て
議案第72号	令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第73号	令和6年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第74号	令和6年度沼田町下水道事業会計補正予算について
同 意 第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同 意 第 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今から令和 6 年第 4 回沼田町議会定例会を開会します。只今の出席議員数は 10 人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、7 番、長野議員、8 番、大沼議員を指名いたします。

(会期の決定)

○議長（小峯聡議長）日程第 2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告をお願いします。鵜野委員長。

(議会運営委員会報告 鵜野委員長登壇)

○委員長（鵜野範之委員長）おはようございます。令和 6 年第 4 回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る 12 月 10 日午後 3 時から議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は、議長の諸般報告 5 件、一般行政報告並びに教育行政報告、決算認定 2 件、指定管理者の指定 2 件、協定の一部変更 1 件、令和 6 年度会計補正予算 5 件、人事案件の同意 2 件であります。また、一般質問は、7 人から 9 件の通告があり、町長に対して 9 件であります。以上の付議案件全般について審議しました結果、本定例会の会期は、本日 17 日から 18 日までの 2 日間と致します。以上申し上げて、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から 18 日までの 2 日間にいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 18 日までの 2 日間に決定しました。

（ 諸 般 報 告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第３、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査報告書、指定管理者の監査結果報告書を提出いたしましたのでご覧願います。

（ 令和５年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定 ）

○議長（小峯聡議長）日程第４、認定第１号、令和５年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本件は、決算特別委員会で審査したので、委員長の報告を求めます。畑地委員長

（ 畑地営委員長 登壇 ）

○委員長（畑地営委員長）令和６年第３回沼田町議会定例会において付託された案件について、審査の結果を次のとおり会議規則第７７条の規定により報告いたします。

〔以下、議案意見書を朗読〕

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。認定第１号に対する委員長の報告は、意見を付し認定とするものです。お諮りいたします。認定第１号は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、認定第１号は認定することに決定しました。

（ 令和５年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定 ）

○議長（小峯聡議長）日程第５、認定第２号、令和５年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本件は決算特別委員会で審査したので、委員長の報告を求めます。畑地委員長。

（ 畑地営委員長 登壇 ）

○委員長（畑地営委員長）令和６年第３回沼田町議会定例会において付託された案件について、審査の結果を次のとおり会議規則第７７条の規定により報告いたします。

〔以下、議案意見書を朗読〕

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。認定第２号に対する委員長の報告は、意見を付し認定とするものです。お諮りいたします。認定第２号は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、認定第2号は認定することに決定しました。

(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長（小峯聡議長）日程第6、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題といたします。始めに町長。町長。

(横山町長 登壇)

○町長（横山茂町長）おはようございます。本日ここに第4回定例会を招集したところ全議員の参加を頂き、開催できますことに心から御礼を申し上げます。早速ですが一般行政報告を述べさせていただきます。

(以下、一般行政報告を朗読)

○議長（小峯聡議長）次に教育長。教育長

(三浦教育長 登壇)

○教育長（三浦剛教育長）続きまして、教育行政報告を申し上げます。

(以下、教育行政報告を朗読)

○議長（小峯聡議長）以上で、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。議員の皆様は11時00分より全員協議会を開きますので議員控室にお集まり下さい。

午前10時47分 休憩

午後 1時00分 再開

(一 般 質 問)

○議長（小峯聡議長）それでは、再開いたします。日程第7、一般質問を行います。通告順に発言を許します。議席番号6番、伊藤議員、携帯電話不感地帯の環境改善をについて質問してください。

○6番（伊藤淳議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）6番、伊藤です。私のほうからは、携帯電話不感地帯の環境改善ということで質問をさせていただきます。これに関連した質問を昨年の第4回定例会において鶴野議員から人手不足ですとか省力化を観点に質問されておりますけれども、違った角度からまた私のほうから質問をさせていただきたいというふうに思います。本町においては、更新地区などで携帯電話の通信が不感となっている地域があります。現在は住宅もなく既存の携帯各社は通信のための鉄塔の建設などは見込めないというふうにも聞いてございます。情報のデジタル化通信は、現在の

生活や仕事に欠かせないものであり、住宅がない場所であっても水田などの農地が並び、山林、河川、ダム管理などで人が介在する場面は多岐に上ってございます。携帯電話やWi-Fiなどの無線通信は不測の事態や事故での連絡手段として、また、ICT技術を活用したスマート農業の利用では重要なアイテムというふうになってございます。本町においても、沼田町総合計画の地域情報化の推進を基本として、デジタル田園都市、それから総合戦略や過疎計画など様々な観点でスマート農業の推進ということを書かれてございまして、地域格差のない情報通信を目指そうというふうにうたわれてございます。本年度はそういった計画に沿いながら、法人や協業での機械購入費支援ですとか、それから中山間事業で携帯電話不感地帯の対策ということで調査等を行っておりますけれども、町内全域に精度の高い通信があってこそ、そういった町の事業、要は機械の購入ですとか、そういうものに活かされるというふうに考えてございます。そして、地域の方々からは、これらを早急に実現してほしいというような要望も私のところに来てございます。また、緊急を要する事態、例えばクマの出没ですとか、それらによる緊急連絡、それからシカなども、くくり罠などで捕獲したりをしておりますけれども、止めさしたりなど、そういったときに万が一にも事故が起きないとも限らないというふうに思っております。それから、農作業事故、これも今年も何件かドクターヘリで運ばれるような事態もありましたが、それらは携帯電波の通じる地帯ではありましたが、その更新の沢地帯の中で、万が一1人で作業していたときに何か連絡手段がないというのは、これはやっぱり心ざしいものだというふうに思っております。それから、交通事故もそうでありますけれども、それらに対応するためにも必要不可欠なそういう携帯電話不感地帯をなくすということは、そういった設備、環境であるというふうに考えておりますので、このあと3点について質問をさせていただきます。通信ができない地帯での安全対策や農業機械などで利用する位置情報を高度化するためのインターネット環境の整備をどのように考えているか。これは今、ホクレンRTKなどでカバーされていると、また、一部衛星を使って利用しておりますが、それらも安定していないといえますか、携帯電話を使用することによって、携帯電話がインターネットに通じることによってその誤差を少なくできる、そういった精度を高める機能につながりますので、これらについて安全対策も含めてどのように考えているかということで、1つ目の質問をします。2つ目でありまして、本年、携帯電話不感地帯対策として実証試験を行っております。スターリンクというものを使ったものだというふうに聞いておりますけれども、そういったものを行った結果、次年度以降、どのような対応をされるのかお伺いをいたします。3点目でありまして、情報のデジタル化を普及させるために、国は多くの項目を設けながら地方自治体などを今支援しておりますけれども、沼田町において総務省が行う、例えばであ

りますけれども、私が示しております高度無線環境整備推進事業などを活用した電波塔の設置ですとか、W i — F i などそういう無線通信ができるような繋ぐ事業に取り組むことはできないのか、この以上の３点を質問いたします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）伊藤議員の御質問にお答えをしたいというふうに思いますが、まず３点のうちの１つ目。現在、本町の平均耕作面積は約２５ヘクタールとなっており大規模化がますます進んでおりますが、肥料・燃油・資材価格の高止まり、そして労働力不足などの課題解決が本町農業の持続的発展のためには重要であります。その上でスマート農業の導入により、農作業の効率化。

○６番（伊藤淳議員）すみません。何か音小さいみたいですけれども、ちょっと聞こえづらい。

○町長（横山茂町長）農作業の効率化、労働力負担の軽減、大丈夫ですか。肥料や農薬の適切な使用による経費削減と環境負荷低減、さらには、それらのデータの数値化による経営の効率化などを期待するところですが、特に中山間地域を有する本町にとっては、携帯電話の不感地帯の解消、インターネット環境の整備は喫緊の課題であるというふうに我々も認識しているところであります。２点目につきましては、これまでに中山間協議会の支援を受けて、携帯電話不感地帯におけるスマート農業の推進について、試験・検討が進められてきましたが、その結果を踏まえつつ、本町における導入方策についての検討を進めており、伊藤議員からの御質問のとおり農業分野での活用だけでなく、クマなどの有害鳥獣との遭遇、あるいは災害・大雪など気象の変化など緊急通報手段の確保によって、町民生活の安心・安全の確保を解決すべき重要な課題であると認識をし、早期に不感地帯解消に向けた対策を進めてまいりたいと考えております。それから３点目については、事業実施においては多額の経費負担が想定されることから、現在、事業の導入方策の検討と併せて様々な国の補助制度の活用について検討を進めているところでありますが、いただいた御意見についても十分に検討し、有利起債の活用も含め、地元負担の軽減を少しでも図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○６番（伊藤淳議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号３番、鵜野議員、行政区、町内会運営の負担軽減をについて質問してください。

○３番（鵜野範之議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。鵜野議員。

○３番（鵜野範之議員）３番、鵜野です。私は今回、行政区、町内会運営の負担軽

減をということで、町長に質問させていただきたいと思います。この年末時期になりますと、それぞれの行政区、町内会の総会、会合などが開かれて次年度の役員だったり、予算などが話し合われているわけですが、沼田町の過疎化と高齢化率の進行によって行政区の運営に苦労している状況が最近伺えるのかなというふうに見えております。それは、交通の減少による町内会費の負担金の増加、それから高齢化が進む中のお知らせ版などの配付作業でそれらを軽減できないか、何か考えてほしいな、ということを書くような状況がだんだん増えているのかなというふうに思っているわけですが、町内会の主に各団体組織の負担金、また、会館などの利用料、それから維持費などなのですけれども、その負担金の維持費などはその地区によっていろいろな組み方をされていて、どこも統一されているわけではないのですけれども、そうした中で町が関わっている部分というのは、負担金の中で街灯料金がありまして、その街灯料というのは年間100万ちょっとぐらいがその町内会のほうに割り当てられていると。沼田町全体で見ると、440、450万ぐらいの電気料がかかっていて、その町内会に割り当てる分としては町のほうで40%ぐらい見てもらっている、そのことについてもあれするのですけれども、そうした中でこの負担については、私の調べでは平成18年より各町内会に電気料の実績の30%負担、それから平成20年度からは40%の負担として現在まで継続されているのかなというふうに考えております。その間、当時よりも人口が減り高齢化が進み、負担者の社会的構成が変わってきたというような状況の中で、今後は、まずは町としてできるのは電気料だとするのであれば、電気料をさらに負担の割合を下げる、もしくはなくすことができないかということで町長にお聞きしたいのと、また、相対的な全体の町内会の負担金の軽減ということで何か町長も考えることがないのかいろいろお聞きしたいのと、それが2点目になります。それから、お知らせ版の配付作業についても、今年だったか去年だったか、予算委員会のときにも若干こういう話が出ていて、大変なのだから何とかしてほしいということで、今年度いろんなことで検討していきます、いろんなことを調査していきますというような返答がもらったわけですが、できるだけ早く負担の軽減を進めてもらいたいなと思っているわけですが、今回どのような取組をして軽減対策に持ち込もうとしているのか、また今後、この対策についてどういうふうに町長はお考えなのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）鵜野議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。まず、大きくは街灯料の負担軽減についてという御質問でありますので、少しばかりこれまでの経過について御説明をしておきたいというふうに思いますが、平成7

年度までの防犯灯の管理は基本は町内会等で設置あるいは修繕費用、それから電気料を負担しており、電気料の一部を町が町内会に助成していた経過がございます。その後、平成8年度からは、これまでの間に行ってきたほたる街灯の整備に伴いまして、増加した町内会等の電気料を縮減するために電気代の請求先、登録者名を全て町に変更し、町が設置あるいは修繕との維持管理を一括で行ってきた経緯がございます。その際、町内会等からは電気料の一部負担として、電気料金の実績額の30%を負担いただく仕組みとなったところであります。平成20年度からは、我が町再生プランに基づく負担割合の見直しによって町民への負担増を求め、一部激減緩和も行いながら町内会等の負担割合を40%に増加していただいた経緯があり、以降、町内会等の負担は電気料金の実績額の40%を負担いただくこととして現在にいたっています。この間も、ほたる街灯のLED化を進め、電気使用料の圧縮と工事が完了するまでの間はLED化同等額により負担を求めて令和4年度と、それから令和6年度においては電気料金の高騰に伴い、町内会等の負担が対前年度から見て増大をしていたため、増加分の請求は2分の1を町で負担し、町内会等の負担の軽減を図ってきたところであります。今後の方針といたしましては、防犯灯の維持管理の方法は自治体によって様々で、近隣自治体では町内会で維持管理し、対象経費として電気料金や修繕費用への補助を行っている町もございます。また、高齢化や世帯数の減少など費用が確保できないなど、町内会等の存続に向け自治体に設備を移管するなどの取組を進めている町もあります。このような状況を踏まえて、防犯上の歩行者通行の安全確保を維持しつつ、町内会存続への支援策として地域住民の費用負担の観点からも公平感を担保できるよう、負担割合の見直し等も検討してみたいというふうに思いますが、町内会ばかりではなく、行政も負担する費用は非常に増大をしているものでありますので、負担ゼロでは持続可能なまちづくりを推進する上で難しいというふうに考えております。なお、その他団体の負担金低減に関しての問いもありましたが、私から答えられるものではないので、その旨、このような御意見があったことは伝えていきたいというふうに考えております。それから、もう1点。区長発送の負担軽減についてでありますけれども、定期的な区長発送に関しては、行政区長様の御理解と御協力をいただき、各戸配付いただいておりますことに深く感謝をしております。御指摘のとおり負担軽減に向け、広報ぬまた、あるいはお知らせ版等のペーパーレス化に向けた準備を進めており、12日の区長発送からメール並びにLINE等により発送したことの情報発信を行い、配付物をホームページ上に掲載をし、閲覧できる試験的な取組を進めているところであります。また、お知らせ版とは別に各課事業のチラシや広告物を集約することで、配付枚数を削減できるように今後も取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○3番（鵜野範之議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。鵜野議員。

○3番（鵜野範之議員）まず、町内会費の負担のほうなんですけれども、町ができる部分、負担を求めている部分というのは、この街灯料ぐらいで、なかなかほかの組織の負担金をどうするというのも、いろんな部分があって難しいのかなというふうに思うんですけれども、できることだったら何ですかね、100万、110万、120万ぐらい、それを負担を町が全部してでも、各町内会に渡したときに、そうしたら1戸平均幾らになるかといったら、ひと月100円にもならないのかなと。だけど、今後、こういった負担金というのは、各種団体から1戸当たりなんぼとくるものについては戸数が減っていても、1戸当たりで負担されるんですけれども、こういう利用料だとか、そういった部分というのは戸数が減ってでも、増えてでも、ある程度やっぱり固定したもので変わっていかないという部分があるので、できればそういった部分から、町を明るくする電灯料金という意味で全額みてもいいのかなと。ただ、明るいところからたくさんもらおうというのもそうかもしれないですけども、私たちが市から町に来たときに、暗い街中だったらやっぱり寂しいですね。だから、これは電気の数が多いからとか少ないからという議論はするつもりはないんですけれども、全体的な部分を考えてときには公平感があるのかなというふうに思いますし、行政区にそういうふうにこの8年、20年からやっている部分については、1回そういった行革の中で、各行政区の中で減らしたり増やしたりということをやってきていて、もう大方20年経つと、またそこに住んでいる人たちの構成が変わってきて、あのときはいらなかったけれども、逆にどうしてもやっぱり欲しいんだという人の声もあると思うんですよね。そのときに、どうしても町内会費からの負担となってくると、それを求めることも逆に言うとしにくくなっているのかなというふうに思いますので、公平感という部分においては、何とかこういった部分の負担軽減という意味では、町がみてもらいたいなと。100万、110万、120万ぐらいの部分なんで、今までやってきてないというわけではないんですけれども、手いっぱいLEDにしていた、それからその行政区の負担を軽減するためにやってきたというのは十分分かっていての質問で、さらにこういうことをしてほしいということで再度質問させていただきたいのと、それからお知らせ版、これについても今、町長がおっしゃるように、ホームページだとかそういうところから掲載しているという部分については、なかなかの、このお知らせ版というのは私の感覚で言うと、電源を入れてそのお知らせ版を見たり、どういうことを調べるというよりは、やっぱり紙媒体が一番、見たくても見なくてもどこかテーブルの上にぼんとあって、どういうことをやっているのかなという感覚で見れるほうがいいのかなと。ただし、私の今言っているのは、その配る部分の負担軽減が何とかならない

かということで考えるときに、私的には月に2回の回覧を配付するのではなくて、1回ででもいいので郵送できないかなと。大体、1通180円くらいか、それぐらいになるのかもしれないけれども、そのことによって紙も見られるし、紙の媒体がやっぱりお知らせ版でいつ見てもいいのかなと。内容的に、この内容はどうかと言うのではないけれども、今、公営住宅が空いていますと言ったって、今住んでいる人はそんなにその情報必要ないんですよ。住宅の話だけではないので、ちょっとそれを、住宅が借りたい人がいれば町に連絡をくれたら紹介しますよ、でいいと思うんですよ。そういったことを調整すれば、ある程度、今の配付枚数も半分ぐらいになるのかなと。それをひと月にまとめて送って見てもらうほうが効率がいいですし、そういった経費もかからなくなるのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうかということで質問させていただきたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）まず1点目、電気料ですね。ゼロにしてもいいというお話ですが、先ほどの回答にもお話したように、町内会も町民も企業さんもみんな電気、燃油物価高騰により負担は増大しているのは当然ですが、行政も同じなんです。それだけ相当な負担が増大しているということをまず認識をいただきたいなというふうに思います。ですので、言われるように平成の時代と今の時代では戸数が違う状況にもなっている。あるいは、灯数と人口比率が違う部分も出てきている。いろんな面で違う部分が出てきているのは確かだと思いますので、その点を踏まえて公平性のもと一定の割合の負担はやはり継続して御協力をお願いをしたいというのが我々の思いでありますので、その点も踏まえて、改めて詳細等を煮詰めた中で説明をさせていただきたいというふうに思います。それから、配る負担の軽減についてであります。今、12日から改めてネットによる周知をさせていただきました。これは、ペーパーレス化を目指しての取組ということで、試験的にその環境を整えつつ、今後は、各区長様を通じた中で現物の配付が不要である方々についてはその分また減らしていくような格好と合わせて、それ以上により集約をして情報を1つにまとめて周知ができるような形も、それぞれ工夫をしていきたいというふうに考えておりますので、この点についても御理解をいただければというふうに思います。

○3番（鵜野範之議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。鵜野議員。

○3番（鵜野範之議員）最初に言ったように沼田町は過疎化が進んできております。それで、先だっけの全協議会の中で人口推移のグラフを見させていただきました。あと15年すると、人口2,000人を切るような町の中で、どうやって町民に負担をかけていかなければいけないかということをやっぱり考えたときに、まず、最初

の基本がそこにあるのかなというふうに思っております。2, 000人切ってでも今の体制で、人口が減るから負担割合は上がるわけですが、そういったことの負担、今回は町内会費という意味でこういったことを言っているわけですが、やはり10年後、15年後になったときに今の状態では、当然、町民も暮らしていけなくなるわけですし、そういったことを含めながら町内会の維持のために何とか協力していただきたいなというふうに思いますし、また、ペーパーレス化についても、ホームページでということで、なかなかタブレットだったりパソコンだったりスイッチ入れてみたり、また、ほかの町もちょっと調べてみたんですが、テレビ中継をやっているという、テレビで見れるというのものもあるんですが、やっぱりスイッチを入れてみるという、見ようとする人はいいんだけど、見たくなくてでも見てもらうのがこういった広報板というか案内板のかなというふうに思うとき、ペーパーレス化も本当は大切だ、うちらもペーパーレス化と言っているんですが、ある部分はやっぱりそういった部分のペーパーの重要性もあるのかなというふうに思いますので、今後、来年度に向けて色々と検討を願いたいと思います。お願いで終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号9番、上野議員、ふるさと納税について質問してください。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）9番、上野敏夫です。私のほうから。

○議長（小峯聡議長）マイク。

○9番（上野敏夫議員）いいですか。

○議長（小峯聡議長）はい。

○9番（上野敏夫議員）それでは、私のほうから、今年のふるさと納税についてのことをお伺いしたいと思います。一般行政報告では、ふるさと納税額が11月末現在、過去最高の10億3,496万円になったとのことです。この結果になったことに関しまして、今までの関係者それぞれ皆さんの努力の賜物だと思っています。この方々にも、深く努力のことについて敬意を表したいと思っています。この傾向が本年で終わらせることなく、来年度以降も堅持することも重要であると思います。そこで、3つのことについて質問させていただきます。まず1つ目。10億3,496万円になった納税額の詳細な分析はどのようになっているのか。件数、返礼品、さらに7つ。これは7つの項目というのは、今ちょっと読み上げますが、1つに、「ふるさと沼田創造事業」これは、町長にお任せという項目。2つ目。「いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」これは、健康・医療・福祉・子育て。3つ目に、「にぎ

わいのあるまちづくり」これは、産業・仕事・観光・振興・移住・定住について。4つ目。「希望を育むまちづくり」これは、教育・文化・スポーツ。5つ目。「安心・安全に暮らせるまちづくり」これは、安心・安全・環境。6つ目。「町民とともにつくるまちづくり」これは、協働と行財政。7つ目。これは、ＪＲ留萌本線利用促進に関する事業。この7つの項目について、どのようになっているか詳細をお知らせいただきたい。それに、2つ目の質問ですけどね。集まった寄附金を寄附してくれた人方。この人方の気持ちを込めて、どのように使い方を考えているのか。3つ目。さらなる寄附金額の増大に向けて、来年度以降、町長はどのような戦略を考えているのか、それも考えがあればお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）上野議員の質問にお答えをしたいというふうに思います。まずは、1点目の、現状の詳細を教えてくださいということであります。まずは返礼品の件数、総額で言いますと約4万9,000件であります。そのうち、雪中米が4万4,700件。それから、トマト関係で約4,000件です。先ほどの7つの項目の詳細も述べたほうがよろしいですか。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○町長（横山茂町長）まず、町長にお任せコース「ふるさと沼田創造事業」については、4億5,300万ほどであります。件数で1万9,716件ということで、このお任せコースで約44％であります。それから、2点目の「いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」こちらが約2億5,000万ほどです。件数で1万1,048件です。これが比率としては24％ほどとなっております。3番目以降については、「にぎわいのあるまちづくり」が7,300万ほどで3,200件ほどです。それから「希望を育むまちづくり」が9,500万円ほどで4,200件弱。それから「安心・安全に暮らせるまちづくり」が9,000万円ほどで、件数で4,200件ほどです。それと、「町民とともにつくるまちづくり」が1,900万ほどで、件数で887件となっております。それから、ＪＲ留萌本線利用促進に関する事業で4,700万ほどで、件数で2,173件ということで、このほかにキャンパスライズもありますけれども、合計で10億3,000万ほどで、件数で4万5,000件ほどです。このような状況となっているところであります。本年度は、業務用米の需要増加等による米の品薄化などもありまして返礼費の約9割が4万5,000件余りがお米で、多くの寄附をいただいたという状況となっているところであります。今後、どのような使い方を考えているかということでもありますけれども、寄附をいただいた際に指定されたメニューがございますので、今ほど申し上げたふるさと沼田創造事業ですとか、しあわせに暮らせるまつづくりなど7つのメニューに

合致する町単独事業の財源として有効に活用させていただきたいというふうに考えています。それから３点目、来年度以降どのような戦略を考えているかということではありますが、今年度は令和の米騒動といわれる米不足、あるいは価格高騰などの影響により、通常より多くの寄附が集まったというふうに考えています。本町に寄附していただいた方々に来年また寄附いただけるように新たな返礼品の開発、それからサイト運営方法の見直しも含め寄附者への情報提供、そして寄附受領証明書、返礼品発送時に同封する案内等を見直しを行いながら未来に託す事業ですとか、共感を得る事業など積極的にPRも検討してまいりたいというふうに思います。また、返礼品の大半を占めるお米の発送件数が一定数を超過してしまうと精米、それから発送作業が間に合わない状況も考えられるため、月ごとの発送件数の調整や寄附者にスムーズに届けられる体制、すぐに出荷できる返礼品の配送方法についても併せて検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○９番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○９番（上野敏夫議員）本当に、明細、細かくパーセントまで教えていただきましてありがとうございます。その中で私から聞いたわけというのは、本当に沼田町長は子育て日本一といって子育ての充実というところに２，５００万円来ています。さらに、子供たちのスポーツ、中高一貫校とか芸術文化・スポーツというこの中にも９，５００万ほど来ています。この金額、寄附していただいた方に、沼田の子供たちに役に立つような、これをやるというそういう町長としての来年度に向けて、この寄附額によってそこに力を入れることを考えてほしいのですが、その辺はどのように寄附した人方の気持ちで、子供たちに使えるようなメニューを何か考えているか。それと返礼品、たまたま米騒動、米騒動と言ったら言葉があれですけどね、たまたまというよりももっと前向きに、例えば近くの小平町でも沿岸とこの海産物を沼田町に持ってきて加工をして、そして安定したふるさと納税を迎えていくような、そういうメニューも取り入れるという、何て言うか沼田の特産だけにこだわらず、町外からの物を仕入れた中で沼田で加工をして返礼品に充てるという、そういう町長としての考えはないでしょうか。まず子供と、返礼品の内容のメニューをもっと多くしたらどうでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）来年度に向けた対策というか、注力すべき考え方ということではよろしいですか。

○９番（上野敏夫議員）いいのか。はい、そうですね。仕方ない。

○町長（横山茂町長）寄附が多く集まったから事業をするというのではなく、や

はり必要な事業について財源を確保しながら実施していくというのが本来でありますので、特定の事業に充当してほしいという事業があれば、当然、その事業に充当させていただきますし、何かを建てるといったハード事業は、補助金や起債といった有利な財源を活用して実施するものであろうというふうに思います。例えばソフト事業であれば、やはり子育て支援関係の事業ですかね。例えばこども園の完全無償化ですとか、昨年度から実施している給食費の無償化には充当させていただきたい事業として考えております。また、ホームページなどで使途の公表は行っており、寄附者の方にも御覧いただけるようになっていきますので、引き続き寄附者の意向に沿った事業に充当していく考えでおります。それから、2点目の、海産物を仕入れて加工して返礼品にということですが、制約がありますので、総務省の厳しい制約がありますので、単純に買ってきたものを返礼品として使うということは、なかなかハードルも高いわけでありますので、とにかく我々としては良質な素材を持つ本町の産品を活用した、それを原状にした商品開発を広げること、それを後押しをしていきたいというふうに思いますし、また、今年から飼育を始めていただいた、ヒツジですとか、あるいは来春から創業が始まりますけどもクラフトビールなど、新たな商品も投入できるように準備はしていきたいというふうに考えています。以上です。

○9番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）町長の本当新たな商品開発、ヒツジだとかクラフトビールとか、目には増えてくるんですけど、難しいと今町長言われた海産物は、これはちょっと考えることはしたらいいかなと思うのと、それと最後の質問なんですけどね、私、局長に認めてもらえなかった質問がたまたまありまして、実際に政策に反映できる額はどの程度見込んでいるのか、これは町長、質問書に出していないから答えられなかったら答えないでいいですけどね。ちょっと私もこのへん気になっていたので、回答できなければいいんですけど、どのぐらいの金額使えるのか、もしくは分かれば教えていただきたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）答えていいんですか。

○議長（小峯聡議長）はい。

○町長（横山茂町長）基本的には、寄附をいただいた寄附金については、全額政策事業に反映していくように考えています。ただ、それは来年度1年で全部使うかというそれはそうではないので、その状況に見合った事業の財源として活用していくということです。

○9番（上野敏夫議員）分かりました。いいです。終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号7番、長野議員、留萌本線ラストランから駅舎の未来へについて質問してください。

○7番（長野時敏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）7番、長野です。留萌本線ラストランから駅舎の未来へ。留萌本線廃線が1年後に迫っています。町は次世代公共交通とまちづくりネットワークショップ、長いですがみらいと一くなどで町民の声を聞き、その記録がインターネットでも公開されておりますので、これらを読みましたら、町民の方がたくさんの意見を挙げてくださっています。そして、町民有志は、沼田町駅未来協議会による駅周辺の活性化や廃線後の駅活用法や飲食イベント沼ルシェの魅力化でにぎわいを創出させてきたことには敬意を表したいと思います。そして、これからが正念場です。ときを同じくして、深川東高校総合ビジネス科では、「令和4年度石狩沼田駅を鉄オタの聖地に」これは、メディアでもかなり話題になりました。「令和5年度アドベンチャートラベルで沼田町を活性化」これも駅の活用アイデアを出してくれました。そして、今年ですが「留萌本線ラストラン計画」これらを計画し、本町の可能性と魅力に着目し発信してくれています。廃線は、異なる職業の方、異なる世代、大学生、高校生、そして沼田中の文化祭でも中学生がいろいろなアイデアを出してくれています。未来を語り新たな町を創造する一大チャンスと考えます。多様な立場のアイデアを我が町が包括的に受け止め、廃線後の沼田町の未来図を描くことを期待し、次の質問を行います。1つ。留萌本線ラストランの1年をどう仕掛けるのか。来年の4月からの1年ですからもう遅いかもしれませんが、廃線まで僅か1年余り町が主導し、町民の声、有志の声、高校生の声を活かし、束ねる協議の場が必要と考えますが、どうでしょうか。深川東高校では、総合ビジネス科課題研究資料として、来年の4月から1年間、廃止予定の留萌本線に月2回土曜日、年間24回特別列車を走らせたい。特別列車は、学生や地域住民に協力依頼し、実際に自分たちでデザインしてもらうことで人々の思い出になり、特別感を醸成したい。2車両編成を考え、1車両で車内販売を行い、一般で売られている商品のほか地域の特産物や深川東高校で作った商品、りんごラムネ、深東チップスの販売を行う。1車両を乗車スペースとしたい。その他、アナウンス体験、沿線5駅のスタンプラリー、1日切符や往復切符割引など、最後まで乗ってもらい最終年を飾りたい。これは、高校生のアイデアということですがすぐ実現ということは非常にハードルが高い。高校生たちも分かっていると思うんですが、これらも協議の中の議題に入れて、できること・できないことを整理して何か記念に残る1年にしようではないかとい

う思いを、町長受け止めていただきたいと思いますのですがどうでしょうか。2つ目。廃線後の駅舎・鉄路を残すのか、否か。まだ決まっていませんね。どのように考えるのでしょうか。沼田喜三郎翁の導き、本来は沼田町を通らないで留萌まで行くという計画があったようですが、これらが沼田喜三郎翁が駅と線路の土地5,000坪を寄附、神社・寺・学校も土地も、もちろん市街地も道路用地も喜三郎翁さんが寄附することで本願寺からこちらのほうにまちづくりが移った。そして深川留萌の工事が完成したと、このような経緯もあります。そして、上越線にも沼田があるので石狩沼田駅にという名称になった。そして札沼線などの思い出など、歴史的財産を受け継ぐ駅舎、そこに沿線住民の生活があったことなど、これを記録するストーリーを残す価値が考えると思いますが、町長どのようにお考えでしょうか。そして、駅ホーム内に私は以前、鉄路を使うという案を出しましたが、なかなかハードルが高くて、既に踏切の簡易舗装など出来上がっております。それはもう十分分かりますが、JR車両をホーム内においてクラフトビール工場が完成しましたので、そこで飲食する車両内にクラフトビアホールや売店設置、そしてこの何といても沼田町の名前の開祖であります沼田喜三郎翁の銅像を建立するなどすれば、観光スポットとして駅がなくなる今こそ、沼田町が蘇っていく新たなチャンスではないでしょうか。そんな可能性をこの駅・鉄路には持っている、沼田しかできない財産と考えますが、町長どうでしょうか。ただ、これは、現在JRのものですし、来年1年間はJRのものというのは間違いないことですが、これらを異世代・異業種の方のアイデアを取り入れながら、スピード感を持って取りまとめてJR北海道に協力要請をしてはどうでしょうか。よろしくお願いいたします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）長野議員の質問にお答えをしたいというふうに思います。まず、1点目の御質問ですが、添付されている資料の中に深川東高校の留萌本線ラストラン計画という資料が添付されておりますけれども、できることなら議員から聞かせるのではなく、深川東高校の生徒の皆さんから直接聞きたかったというのが私の感想であります。生徒の皆さんがこうして沼田町に対するいろいろなアイデアを出していただけるということは、我々にとって非常にありがたい話でありますし、私自身、町に対する力強い、そういうふうに思っているところであります。また、深川東高校の生徒の皆さんから今年1月に、沼田町の活性化に関するプレゼンもしていただくなど、大変感謝をしているところであります。その上で、JRに関する沼田町の独自の取組としては、本年度においては沼田町駅未来協議会が主体となって沼ルシェを7回実施をしていただきましたし、協力隊などが主体となって特別列車の運行など様々なことに取組をいただいております。留萌本線全体という話に

なりますと、沼田町だけでなく沿線自治体にも関わってまいりますので、町民による協議会を設けるということは考えておりませんが、沿線自治体とともに廃線イベントも考えているところですので、高校生からいただいたプランも含めて、できるものには取り組んでいければというふうに思っています。さらに、深川東高生徒の皆さんのアイデア提案だけでなくイベントにも参画いただける場面があれば、一緒になって盛り上げていただけるような協力体制を作れたらというふうにも思っております。それから、2点目の御質問であります。これについては、以前にもお答えしておりますが、議員の質問にあるとおり、広く意見を聞く場としてワークショップという場を設けたり、また、まちづくり懇談会などでも意見をいただき、さらに広報お知らせ版でもその活用アイデア募集について周知をさせていただいているところであります。議員からは、駅ホームにクラフトビアホールですとか、沼田喜三郎翁の銅像の設置という御意見をいただいておりますが、これも1つの意見として町民の意見も踏まえた中で検討してまいりたいと考えております。それから、3点目の質問であります。こうしたことをスピード感を持って取りまとめ、J R北海道に要請ということですが、先ほどもお話したとおり、いろんなアイデアを聞きながらJ Rに要請すべきことは要請した中で進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

○7番（長野時敏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。長野議員。

○7番（長野時敏議員）町長のお考えを聞いて、大体私と同じだなというふうに思いました。深川東高さんには、「町長が聞きたかった」と伝えておきますので、後日連絡があるのではないかと思います。それから、2番目の広く意見を聞く。それから、クラフトビールホールなど喜三郎翁さんの銅像、喜三郎翁さんの銅像については私の案ですけども、クラフトビールホール、J Rの車両を活用してというのは、これは私の意見ではなくて私に寄せられた方の意見です。いろいろな方の御意見を聞きながら聞いた結果、収集が少なくなっているという心配もあるんですけども、聞いて取りまとめていく、そしてそれを束にして実現に持っていくということが住民自治ということだと思いますので、この駅の廃線こそ住民自治の大チャンスだと思うんです。この住民自治を認め、育てることが町長の大きな仕事ではないかと私は思っております。ふるさと創造懇談会も、私、今回1つしか出られなかったんですけども、1日日程でやってしまったこととか、夜だったせいもあって3か所も少なかったということもありますので、ちょっと話はそれるかもしれませんが、町民の住民自治を考えるのであれば、もっと町民の方が声を出しやすい工夫なども必要ではないかなと思います。そして、本当に時間がない中、それらをJ R北海道に協力要請していくその結果、叶わないこともいっぱいあると思うんで

すが、町長が住民そして高校生、中学生の声を聞いて動いていくということが大事だと思いますし、そのことで住民がこの町に住んでよかったな、希望を持って生きていくエネルギーになっていくのではないかなと思いますので、ここの結果同じことになるかもしれませんが、このプロセスを大事にしながら進めていただきたいということを町長にお伝えして、もう一度町長のお考えを聞きたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）決して御意見を聞かないという話はしておりませんので、皆さんの意見をたくさんストックをして、最終的には皆さんとともに協議をしていきたいというそんな思いをお伝えして御理解をいただければというふうに思います。以上です。

○7番（長野時敏議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）ここで10分間休憩いたします。再開は2時10分から再開します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。議席番号2番、篠原議員、高齢者にもわかりやすい保険証の説明をについて質問してください。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）2番、篠原です。高齢者にもわかりやすい保険証の説明をということで、質問をさせていただきます。9月にもこの関連のことで質問をさせていただきましたが、その後も素早い対応をいただいておりますけれども、その後、12月2日をもって国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険証、新たな発行がされないという段階に進みました。今の現行の紙の保険証が使えなくなるのではないかと高齢者を中心とした不安の声があるということでお聞きをさせていただきましたけれども、その後、説明を受けて不安は多少解消されてきているのかなというふうには思いますけれども、現実的にはいろんな方と対話をしていると、まだよく分からないということが聞かれましたので、今回改めて追加して質問を考えた次第ですけれども、一例として、12月2日以降に75歳の誕生日を迎えて、後期高齢者医療保険に切り替わるという方が実際にいらっしゃるわけですがけれども、私がお聞きした方からも、資格確認書がいつ発行されるのでしょうかね、大丈夫なんですよね、それは大丈夫じゃなかったら困るわけですがけれども、そういう不安を持っていたらいらっしゃるということがありましたので、私も役場の保険福祉課の担当の方に

お聞きをして、その点に関しては、誕生日を迎える前に資格確認書が送られてきますということの確認を得ましたので、お伝えをして安心をしていただいたというところもあるんですけれども。この質問を考えて通告書を出したあとで、12日に発行された広報お知らせ版を見ましたら、もう既に私が聞きたかったようなことについて周知をする記事が載っていました。ホームページのほうも11日には更新されていて、高齢者中心に不安の声にどう答えていくか、引き続き丁寧な周知を行ってくださいというような趣旨の質問については、もう答えが出たのかなというふうに理解をしているところです。マイナ保険証に利用登録した人に発行される資格確認書ではなくて、A4版の資格情報のお知らせというものが届くことになっていて、その情報も事前にはよく伝わっていなかったというような状況もあって、カード型の持ち歩きに便利な資格確認書があるのであれば、そのほうがよかったなというようなお年寄りの声も聞かれることがあるのですけれども、その点についても、お知らせ版とホームページで確認することができたのですけれども、高齢者とか障害を持つ方は本人か、もしくはその御家族が申請を行えば資格確認書も交付されますということになっていましたので、これもちょっと申請をしなければならないということがありますけれども、問題は解決できたのかなというふうに考えています。そこで、もう1点、次のことについて質問をしぼって若干進路修正をして、1点だけ質問をさせていただきたいと思うのですけれども、今回お知らせ版やホームページで出されている情報の中でも、含まれていないというふうに認識するのですけれども、健康保険証のこのマイナ保険証に切り替わっていくという状況の中で一番心配しているのは、そもそもマイナカード保険証ではなくて、マイナカード本体のほう、そちらに電子証明書という個人情報を認識する、識別するための情報がありますけれども、それに有効期限があるというのが、マイナカードを取得するときには十分そういう説明もされているんだろうとは思いますが、何年かするうちにそれをうっかりしてしまって、更新をしなければ無効になってしまうと。運転免許証と同じですね。そうすると、マイナカードを保険証として登録している人には、保険証自体も無効になってしまって無保険者になってしまうというような、そういう状況もあり得ないわけではない。心配されるところですね。日本の誇る国民介護保険制度が根幹で揺らぎかねないというような心配もあるのかなというふうに思うのですけれども。それともう1点、これは、ごく一部しか該当しないかなとは思いますが、短期保険証というのがあって、それも今回、この保険証が廃止されるに伴って一緒に廃止されたわけなのですが、そのことによって、やはり病院にかかりたくてもかかるのを躊躇するとか、かかることができないというような経済的ないろんな事情とか、そのほか急に働けなくなったとかいろんな事情があると思うのですけれども、そういう場合にもやはり保険が効かないというような事態が

生じかねないと、そういうセーフティネットが働かないということが起こりかねないということもありますので、本来、私たちはそういうことになることも十分あり得るので、やはり今の保険証を残してほしいと、廃止について撤回してほしいという取組もしていますけれども、今こういう状況に進んでいる中で、町としてそういう心配されるような事態を生まないためにどういうふうにしていくのか、どう対応していくのかということをして1点だけちょっとお聞きしたいなと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）いろいろと用意させてもらったんでね。前段の前置きから説明をさせていただきたいというふうに思います。御質問の内容は2点、初めにありましたが、それは御不要だということでもいいんですか。

○2番（篠原暁議員）おそらく、お知らせ版とかホームページには既に対応済みですという回答になるのかなと思ったので。

○町長（横山茂町長）分かりました。それでは、今あった質問に関連して御報告というか回答させていただきたいと思いますが、まずは、国民健康保険と後期高齢者医療保険の保険証が12月2日からマイナンバーカードと保険証が一体化されたことは新聞等で報道されておりまして、本町の広報ぬまた8月号と10月号において、先般12月12日号のお知らせ版等にも掲載をして周知をさせていただいているところであります。資格確認書の発行については、国や道からの通知により保険証の有効期限が切れる令和7年7月末までは国民健康保険加入者で、マイナ保険証のない方には保険福祉課窓口で資格確認書を交付することとなっております。マイナ保険証がある方については、必要に応じて窓口にて資格情報のお知らせを交付することとなっております。後期高齢者医療保険の加入者については、マイナ保険証の分に関わらず75歳に到達した方は、誕生日の1週間ほど前に。住所や所得状況が変わるなどの負担割合の資格に変更が生じた方は、随時、資格確認書を郵送させていただいております。現在、お持ちの国民健康保険、また、後期高齢者医療保険証の有効期限が切れる令和7年8月以降については、マイナ保険証のない方は資格確認書。そして、マイナ保険証がある方には資格情報のお知らせを郵送することとなっております。マイナンバーカードの電子証明書の更新についてですが、国より有効期限の3カ月前に更新手続の案内が送付されますので、住民生活課総合窓口にて更新手続を行っていただく必要がありますが、マイナンバーカードの更新の有無に関わらず、資格確認書は令和7年7月までは国民健康保険加入者においては保険福祉課窓口にて交付されまして、後期高齢者医療保険加入者については郵送されることとなっております。これまでは、国民健康保険税を滞納した場合に発行された短期被保険者証は、マイナ保険証と一体化されたことにより廃止されますが、滞納の有無

によってマイナ保険証及び資格確認書の有効期限を短縮することはできないため、令和7年7月末までは国民健康保険加入者でマイナ保険証のない方は、保険福祉課窓口にて資格確認書を取得する必要がある、後期高齢者医療保険加入者は郵送されることとなります。令和7年8月以降については、いずれの加入者も資格確認書は郵送にて交付されることとなることから、医療費が原則10割負担となることはありません。このことを御報告させていただきます。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）今の御説明で非常に安心できるかなと思うんですけども、その点について改めてまた広く町民に周知していただけるということによろしいでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。引き続き対応はしていきたいというふうに思いますし、もしも分からない方がいるのであれば、この一般質問という形ではなくて、我々担当職員が出向いて説明をしたほうがより理解を広めることができると思いますので、その点は御理解をいただければと思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。私のほうもそういうふうに対応していきたいと思います。この件については終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。それでは、続いて、議席番号2番、篠原議員、沼田町の奨学金制度拡充をについて質問してください。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）はい。2番、篠原です。2つ目の質問をさせていただきます。沼田町の奨学金制度拡充をということで、2点の趣旨を持って質問させていただきたいと思っていますけれども、日本は世界の中でも大学の学費の負担が非常に重い国というふうに言われていますけれども、国立大学であっても4年間の学費の総計が200万円を超えるような状況があり、本来学業に専念しなければならない大学生がアルバイトで学業がおろそかになってしまったりとか、それから、奨学金を借りた場合には卒業と同時に重い借金返済を負わされることになるというような状況があります。今後、大学におけるさらなる授業料の値上げ等も計画されるように聞こえていますし、高等教育に係る保護者と学生本人の経済的負担というのは、まだまだ重くなるということが予想されます。沼田町においては、高等教育向けの独自の奨学金制度があります。返済が必要ですが、農業及び商工業の後継者等、それ

から、公務員は除く町内の事業所に就業した場合については返済が免除されるという制度になっています。一方、広くほかの状況を見てみると、日本学生支援機構などの奨学金を利用した場合の学生に対して、奨学金の返済を自治体が支援するという制度を設けている例が北海道でも幾つか見られます。この制度というのは、私がこれを見て思ったのは、自治体出身者にとっては、故郷へ戻るUターンにつながるでしょうし、またはそういう制度がある自治体に移住してみたいというIターンを促すということにもつながるものではないかなというふうに思っています。制度そのものについては、実施している自治体ごとにまさに様々、それぞれの状況になっていますけれども、内容としてほとんどは予想されることですが、当該自治体内に住所を構える、自治体に在住している自治体を持っているということと、それからその域内、自治体内で就業するということが条件になっているというものがほとんどです。いろいろ見てみたのですけれども、資料として3ページ分ありますけれども、2枚目のところの7番に北斗市というのがあるのですけれども、ここだけ1つ例外的に北斗市に住んで近隣の自治体に勤めるために通うという場合も適用されるという例が、ここ1つだけでしたけれどもゼロではない、そういう例もあったということが分かりました。世論は今、大学入学を希望する学生については、全員学費の心配なく学べる制度を確立するべきだというふうに求めている声が大半だと思いますけれども、自治体として自治体レベルで当面できることというのは、独自の持っている奨学金制度をさらに充実させることと、それから、その他奨学金の返済を行っているものについて、この例のように支援をする制度をつくることではないかと、今できることはそこなのかなというふうに思っています。将来を担う優秀な若者に経済的な心配なく学んでもらうために、今ある沼田町の奨学金制度の拡充、それと新たな制度の創設について、2つ質問したいと思います。1点目は、今の奨学金返済支援制度、沼田町の奨学金ではなくて、いろいろな団体から借りている、その返済支援制度を新たに創設する考えはないでしょうか。それから、2つ目。沼田町が行っている奨学資金貸付制度、その金額、今やっぱりいろいろ申し上げたように学費も値上がりする一方、生活の面でも物価高など様々な影響を受けているわけで、そのさらなる拡大を検討できないかということと、併せて先ほど数少ない中でも例はないわけではなかったということで町内事業所に、町内に、沼田町に在住して町外にも、近隣ですけれどもね、隣接する自治体へ通勤するような場合について、返済免除の条件を拡大するということができないでしょうかということで、2点お聞きしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）篠原議員の御質問にお答えをしたいと思います。まず1点目。

我が町には高等学校、また、高等教育機関がなく、それらに係る通学、あるいは生活費も含めて家庭の負担となっているのは事実であります。将来を担う優秀な若者に、経済的に心配なく学んでもらうため、本町まちづくりのスローガンであります、「子どもたちが誇りをもてるふるさと創造沼田町」に向けて、学生の皆さんが心置きなく学ぶことができるよう、本町としてもサポートに全力で対応しているつもりであります。その上で、町独自の施策として、従前より子育ての経済的負担軽減のために独自の支援策として、「がんばる高校生応援手当」を創設をし、ぬまたライフサポート事業、米どころに生まれてよかった事業として小中高生を持つ世帯にお米の提供、あるいは移住者に対しては、ヤング世代移住促進家賃助成事業、それから、UIJターン新規就業支援事業などによる若年層への移住定住支援となる施策などを実施し、側面から子育て世帯を支える対策に力を入れ、直接的な奨学金返済のための支援ではありませんが、子育て、教育、移住定住など様々な視点から各種支援制度が充実していると考えています。このような取組が評価されて御承知のとおり、宝島社発行の「住みたい田舎ランキング」でも常に上位にランクしているところであります。一方で、日本学生支援機構でも教育の機会均等の理念の下、返済が必要な貸与型の奨学金だけでなく、返済が不要な給付型の奨学金の制度が設けられており、大学等においてもそれぞれ独自の支援策を講じていることを承知しているところであります。また、御提示いただいた自治体においては、日本学生支援機構の制度に対して支援をする者が多く見受けられ、本町のような独自の奨学資金制度を整備し、町内に就業された場合は全額町が負担するような手厚い支援をしている自治体はほぼないに等しい状態にあります。国としても、若年層を中心とした地方から東京圏への人口流出への対策として、若者の地方定着が重要と捉え、就職等により地域に定着する人材を確保するための支援を後押しするようですので、国の新たな交付金などの活用も含め、移住定住支援制度全体の制度設計を検討しつつ、町としてできることを検討してまいりたいと考えています。将来を担う優秀な若者が沼田町に定着をし、活躍いただくためには、先日の中学生議会においても、町内企業等への支援を手厚くしてほしいなどと御提案をいただいております。町内企業への支援制度の情報や、農業をはじめとする地域産業への支援等魅力を発信することも含め、引き続き人材確保を図ってまいりたいと考えています。その上で、道内でも奨学金返済支援を創設している自治体がありますが、町では様々な視点から経済的な負担軽減のための支援を行っており、奨学資金制度を拡充するとした場合には農業支援、それから商工業支援、福祉、移住定住など全体を網羅した検討が必要になると考えます。ただ、奨学金は原則として、お貸しした奨学金を返済いただくものであり、本町の場合、町内に就業した方は返済免除の対象にしております。町外に就業した場合には町の各種支援が受けられませんので、奨学生には借りた金額全額を返済い

ただのことになります。貸付資金額の拡充については、奨学生が社会人になってからの返済の負担を考慮した上で設定する必要があると考えます。先ほどの答弁と重複しますが、全体の制度設計を検討する上で、本制度における支援の在り方について検討してまいりたいと考えます以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）沼田町において様々な子育て支援政策があるというのは十分承知しておりますし、大変誇らしく思っていましたけれども、この間の急激な物価高騰という中で、今いろいろある支援策というのは、当然その前からずっとあったわけですから、やはり、もっともっと必要な事態が深まっているというふうに考えて、今回こういう質問をさせていただいているという状況もあります。それと、今、金額を拡充することは、卒業した後の返済がさらに重くなるという、それももちろん十分理解できるわけで、そうならないために返済・免除する条件をなるべく増やしてほしいということと、町がやることではないですけれども、冒頭申し上げたように本来、今、少子化の中でやっぱり高等教育も無償になるべきだという考えが非常に強まっている時代の中ですから、それを少しでも自治体として応援できるということがないのかなという立場から申し上げているんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）厳しい状況だというのは、当然、私も分かりますし。ただ、教育とは本来、やはり国が責任を持って対応すべきだと私は思います。ですので、我々自治体ができることというのは限られるかもしれませんが、その点は少なからず党を挙げて政府を動かす、そのぐらいの勢いを持って対応していただくことが必要なのではないかというふうに私は思います。また、先ほど参考事例で北斗市とかの事例も出ていました。ここでは、奨学金に対するものというふうに書いてありますが、我々は福祉あるいは保育に就職をしていただいた方々には、年に、正職員で30万円。5年間の奨励金を交付していると。まさにほかの町ではやっていないことも我々はやっている。そのことも踏まえて、全体的に移住定住策もひっくるめて、ちょっと全体を通して検討してみる必要があるのかなというふうに思います。以上です。

○2番（篠原暁議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）ただいまの党を挙げてという御指摘もありましたので、当然、私達もそういうことで強力に取り組んでいる中での、この沼田町ではどうかとい

うことを質問させていただいたんですけど、今いろいろ保育分野でも様々なところで支援をしているということですので、引き続きそういう多方面から支援をしていただきたいということを望んで、今回についてはこれで終わりたいと思います。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号４番、久保議員、横山茂町長が政治生命をかけるべきは、ほたる館の再生ではないのかについて質問してください。

○４番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○４番（久保元宏議員）４番、久保です。私からの質問は４つ準備しました。それを３つのテーマに分けて資料を１つずつ、合計３枚添付しました。傍聴者の方はお手元の紙とスクリーンを見ていただいて、Y o u T u b e を御覧の方は沼田町議会のホームページから検索して、そこに貼られた資料を見ていただきたいと思います。

【久保議員 テレビモニターに資料を映す】

今回の私の一般質問は、横山茂町長が政治生命をかけるべきはほたる館ではないのかです。その根拠というのは、沼田町のまちづくりの戦略に町民がなかなか参加していないのではないか、その環境をもっと作るべきではないかという心配からこの質問を町長に投げかけさせていただいております。横山茂町長は、先日の２０２４年９月１８日の議会で、北広島のカラフトビール居酒屋の開業に向けて政治生命をかけるとおっしゃいました。エスコンフィールドのこの部分。私も、チラシもいろんなところで拝見していますので、非常に夢のある空間で、この中で我々の最先端の出先ができるということも、１つの政策としては魅力的だなと思っておりますし、もともと町長には全ての事業に対して公平にお力を添えていただきたいので、この「沼田町食の魅力発信拠点整備運営事業」においてでも、ぜひリーダーシップを発揮していただきたいと思います。しかし、あえて政治生命をかけるまでおっしゃるのであれば、町長が政治生命をかけるべき事業は、ほたる館の再生です。その理由は、町長の御実家が町民の誰よりもほたる館に近い、地政学的な理由もありますし、町長自らがほたる館の職員として御活躍されたという経歴も、そのことに対してもふさわしいと私は思っております。しかし、町長が就任後の１つ、巨額の投資。２つ目、指定管理者が交代後の客が離れていった。３つ目、そらち自然学校の動脈硬化。４つ、化石館の集客数の不安定化。５つ目、エリア全体の連携の不安定。６つ、根付かない地域おこし協力隊員。７つ、沼田農業の象徴であるホタルの飼育の継承など、構造的な問題をこのエリアで抱えております。その結果、何よりも町民の心がいつの間にかほたる館から離れようとしている、この根源的な課題の克服が必要だから、今回、町長にぜひ政治生命を懸けてほたる館の再生に臨んでいただきたいという質問を問いかけました。そこで早速、先ほどの資料１を見てい

ただきたいのですが、ここで私がまず訴えたいのは、町長が午前中の中で、町内商業者への持続的経営を支援するという話をおっしゃっていただいたので、もしそうであれば、町の公共施設の支出はできる限り町内業者へ出すべきではないかと思っています。そこで、1つ目の質問です。ほたる館のお米を除く食材の町内商業者からの仕入れ額は過去いつがピークであって、それが幾らであって、総額全体の中で何割ぐらい沼田町の小規模経営者、もしくは商業者から仕入れていたのか。現在はその金額は幾らであって、全体の中で何割になっているのか。ホテル館に占める町内の業者の活用。そこを1つ伺いたいと思います。2つ目。次の資料2を見ていただきたいのですが、これはほたる館の職場の課題。なかなか黒字化を努力されているということなんですが、伺っているところによると赤字を減らしているという報告も受けておりますが、よくよく報告を見ますと、営業収入が減っていると利益が上がるという結果にどうもなっているような印象を持ちます。つまり、支出を減らして経費を減らすことによって全体の中で赤字の部分、スペースが減っていく、黒字が増えていくと。一見、そこだけを切り取りをすると、ほたる館、営業・企業努力で黒字が増えている、赤字が減っているねということなんだけれど、実際、例えば客数が減ったりとか、例えば働いている方の人件費が減っていることによってお客さんが来ないことによって黒字化に一步でも近づいているのであれば、これは本末転倒なんではないかと。まずは優秀なスタッフ、魅力的なスタッフ、やる気のあつ、希望のある方がほたる館で自分たちのそれぞれの方の能力を発揮できる、そういう職場にするのが、まずは我々の愛するほたる館の原点ではないかと考えています。そこで、質問の2つ目なんですが、人手不足は地方の宿泊施設で深刻です。これはほたる館だけではもちろんないんですが、ということは人手不足である人材の奪い合いが行われていると思うんですが、就職希望者にとってほたる館の給料は近隣の道内の宿泊施設と比べて魅力的かどうか、そこを2つ目伺いたいと思います。そして、さらに3つ目なんですが、3つ目は自然学校の問題もやはり大きく関わっていると思います。本来であれば、自然学校の計画がスタートした段階から、どこかのタイミングでほたる館の本体とそらち自然学校が有機的に結びついて、ほたるの里全体が魅力的なエリアになるべきだったんですが、どうもそうっていない。ほたるの里、あそこ全体の魅力というのは広大な自然と多彩な文化施設の組み合わせです。そこにはまさしくそらち自然学校というのはふさわしいコンテンツだと思ったんですが、本来であればそこにさらに今後、インバウンドの需要や環境への配慮やサステナビリティの推進などを並行して全体を成長させる必要、そのときこそ、そらち自然学校が機能すると思うんですが、なかなか足踏みしている印象を持ちますし、我々議会が受ける報告にもそのような感じがしますし、実際、足で出向いて自然学校の事務所でスタッフと会ったり、中の空間を見させていただくと、ちょっ

と予定とは違うのではないか、当初の説明とは違うのではないか、そんな心配を持っています。そこで、3つ目の質問なんですが、であれば広大なほたる館全体でどこがグリップしているのか、コントロールセンターはどこなのか、車に乗って恵比島の駅を曲がってほたる館に向かって、農道を越えて高い源氏のタワーを見て、露天風呂が見えて、「ああ、すばらしいな」と思ったところで、さて一番最初にどの窓口に行けばいいのか、どこへ行けば全体が分かっているのか、ロビーに行っても化石館のスケジュールを聞いて全て分かるのか、キャンプ場の予定が分かるのか、どうもそうではない。このコントロールセンターとワンストップの窓口はどこと町長はお考えなのか、これが3つ目の質問です。最後に、そもそもその自然学校の収支決算というのを町民に分かりやすくするべきではないか、単独でこのそらち自然学校はどのような状況にあって、目標はここまで行っていて、現在、このタイミングだから、これからここに投資すべきだと、もしくは一歩引いてまた仕切り直すのでしょうか、そのためにはやはり町民と収支決算を共有するべきだと思っています。我々議会も、2023年の予算委員会の意見書にこのように書きました。そらち自然学校の予算の明確化。そらち自然学校は、町内の新しい価値を創出する活動であるノマドビレッジを目指していますが、予算の表記が不明瞭なため、稼ぐ力への筋道が見えていません。決算時にしっかりと評価や改善ができるよう、将来の自立と黒字化の根拠を堅牢化した適切な取組をのぞみます。また、町内のみならず、町民全体を巻き込んだ波及効果を期待します。このことを申したところ、町長もこの予算委員会の後に波及効果に関して熱い言葉をほたる館で語っていただいた、それも私も記憶しております。このそらち自然学校を内閣府のホームページで検索すれば、この資料の右側に出ているものが出てくるのですが、これはNPO法人ごはんの決算かもしれませんが、売上だけを見ると2,000万円以上の売上げが出ていますが、負債のほうを見ると短期の借入もほぼ同額なので、バランスシートは成り立っていますが、果たしてこれが現状のことなのかといえ、これをもって決算をしようがないような印象も持ちました。やはり、ここは自然学校が独立したところだから、全部空手形で渡したのではなくて、町民がそらち自然学校が今どういう立場にいるかということ把握して、将来に期待してさらなる投資をすることも考えれば、決算を町民に分かりやすくすべきだと思いますが、その点を聞きたいと思います。以上、4つお願いいたします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）回答する前に、前回、私がお答えしたのは、エスコンに対する事業だけを政治生命をかけてやるなという話ではありません。私はどんな事業に対しても、その政治生命をかけて日々やっているのです、間違ってもそのようなこと

はないということを御理解をいただきたいと思います。まず、1点目の回答をさせていただきます。町内で仕入れや取引可能なものにつきましては、以前のシダックスが取引していた町内各事業者と変わらず取引させていただいているというふうに聞いております。町としても、町内で調達できるものは町内企業で調達をお願いしたいとの申し入れはさせていただいております。

○4番（久保元宏議員）シダックスの前は。

○町長（横山茂町長）また、例年6月の全員協議会において、ほたる館の運営状況説明の中で、全体の収支や料理仕入れ高など支出項目ごとに説明をさせていただき、8月の決算審査においても、監査委員より審査をいただいているところです。このように指定管理施設ではあるものの、運営していただいている施設ではありますので、各個店の詳細の取引額の調査、あるいは介入まですべきではないという判断するところで、今までどおり町内での調達できるものを調達いただけるような要請は行っていきたいというふうに考えます。それから2点目であります。人手不足は地方の宿泊施設だけではなく、都会の宿泊施設や業界全体において不足している状況と聞いており、ほたる館においては第一寶亭留グループとして人員確保に努めていただいている状況であります。給料関係については、会社として統一した中で支給されており、我々がそこに口を挟むことはできませんが、状況を確認するとグループ内での地域差はなく、業界としても差はないであろうと聞いております。いずれにせよ、第一寶亭留では雇用確保に向け、ハローワークを含め求人を行っておりますので、お知り合いの方で働いてみたいという方がおりましたら、ぜひ御紹介をお願いをしたいと思います。それから、3点目であります。まず、ワンストップ窓口についてですが、ほろしん地区の案内については、ほたる館にコンシェルジュブースを設け、地域おこし協力隊の方がその役割を担っていただいているところです。ただ、我々としても単にほたるの里周辺の案内というだけでは満足度は上がらないものと判断し、現状での課題として、例えば体験や宿泊などの問合せ先がバラバラだとか、各施設でどんな利用の組み合わせができるのか分からないなど、利用者側から見た場合に分かりづらい、あるいは利用しづらいといったことがないように、ここに訪れる小学校、あるいは中学校といった関係機関ですとか、それ以外にも社会人を含むスポーツチームですとか、あらゆる団体などに対して宿泊や体験プログラムなどを提案できる窓口、いわゆるワンストップで問合せに対応できる体制づくりというものが需要だろうと認識しております。そういった体制の検討について現在進めておりますが、未だ具体的に決まっているわけではありませんので、ここで詳細の説明はできかねますが、そういった対応ができるような体制を整えていきたいと考えております。4点目の質問であります。自然学校の収支決算を町民に分かりやすくすべきということですが、NPO法人の決算については資料にもあるよ

うに、内閣府のホームページにて公開されることとなっております。御質問の趣旨が内閣府の公表とは別に、町が分かりやすく公開すべきということであるならば、NPO法人は町が管轄している組織ではありませんので、町の一存でNPO法人の決算を公に公開することはいかななものかと思いますので、そうした場合、NPOの意向も確認しなければなりません。また、果たして町がそこまですべきなのかどうかと疑問に思う部分もございますので、そういったことも含め、どういう対応すべきなのか、NPO側とも協議をしたいというふうに思います。以上です。

○4番（久保元宏議員）議長、1番目の答えの、シダックスの以前の情報をいただきたいです。

○議長（小峯聡議長）以前、シダックスのときの。

○4番（久保元宏議員）シダックス以前の、ほたる館がオープンしてから、町が運営してから、最初から。指定管理制度が発生する前から。

○議長（小峯聡議長）そこは、通告にはないですね。

○4番（久保元宏議員）書いてあります。ほたる館のこと書いてます。シダックス以降という区切りは書いていません。

○議長（小峯聡議長）町でやってる時のという。その資料は、今はない。その分の資料は、今は持ち合わせていないそうです。

○4番（久保元宏議員）通告。答弁拒否。進めます。

○議長（小峯聡議長）久保議員。

○4番（久保元宏議員）いずれにせよ、ほたる館が、元のパークハウス白樺から、役場の皆さんが支配人になって、代わりばんこ一生懸命やられた時期もお世話になりましたし、その時に沼田町にも商店もいっぱいありました。いろんな野菜屋さんもありましたし、酒屋さんも今以上にあったので、代わりばんこ、いろんな方が納品をさせていただいていたので、その時と比べたら間違いなく、ほたる館が町の小規模商店街から仕入れしている額よりは減っているでしょうし、パーセンテージも下がっているという、数字の具体的なことはよろしいです。その認識は、共通しているということによろしいですね、町長。

○議長（小峯聡議長）2回目の質問になりますけどいいですか。

○4番（久保元宏議員）そこはいいですね。そして、そこで、4つ先ほど質問したので、4つ質問させてもらいます。まずは、町長、今後、ほたる館を代表する沼田町の公共施設に、沼田町の商業者の持続的な経営に役立つ仕入れを拡大していくのか、それとも先ほど町長おっしゃったように、情報開示と現実とは別なんです、それともあえて仕入れを促さずに、静観もしくは町内商業者と役場の仕入れが減少しても構わないと考えるのか、そこをまず1つ伺いたいと思います。2つ目は、人手不足の質問をして、本当に町長のおっしゃる通り、これはほたる館だけの問題で

はないんですが、人手不足を解決するためには、まずは労働環境を改善することではないかと考えております。いろんなことを専門家が、例えば、人手不足は労働環境の改善や最新技術の導入で、デジタルトランスフォーメーション化することによって業務の簡素化や、募集広告の工夫も大事だといいますが、先ほど篠原さんの質問の中で、保育士に30万円の手厚く云々、町のほうからということを出していましたが、例えば、30人の方に3万円の給料を同じように与えて、法定福利費などを換算して社会保険料などを入れると、大体2,000万円前後になるのですが、その2,000万円前後というのは、北広島のクラフトビールの前回と今回の補正予算の合計金額であって、100人1万円でもほぼ同額となります。何かの機会を使って、やはり仕事しやすいようなことを、役場からも1回促してはどうなのか、11億を超える建築資材の物理的な投資も大事かもしれませんが、ソフトに対する投資も一緒に行わなければ、いつの間にかほたる館自身の人材不足が、そのままサービスの低下になってしまっていて、気がついたら、改修して立派なほたる館がもう1回出来上がったけれど働く方がいらっしゃらない、来るお客さんがいないということになると思うので、ここは両睨みできちんと準備する必要があると思いますが、そこに対して町長のお考えを2つ目として聞きたいと思います。つまり、人手不足の解消のためにほたる館の労働環境の改善は、第一寶亭留だけに託すのか、促すのか、それとも、町としても、そこには一緒になって取り組むのかということも2つ目の質問です。3つ目の質問では、コントロールセンターがないので、これから考えるよということをおっしゃったのですが、前回の一般質問でも、私、ほたる館の名称を第一寶亭留ほたる館にしたかどうかということも提案させていただきましたが、やはり全体は第一寶亭留が自然学校も、秋山さんがやっているキャンプ場も含めて、化石館も含めて1か所でワンストップで全部分かるようにしていただきたい。これは沼田町に限らず、ニセコでも富良野でも、大きな空間で、例えば東京ディズニーランドもそうですが、どこかできちんと全体を管理して、収支の管理までされていると。それが、どうもないので責任のなすりつけとまでは言いませんが、お客さんにとっても非常に不親切なことになっています。ここは、やはり第一寶亭留が中心になるべきだと考えます。先ほど、町長がコントロールセンターワンストップ窓口を検討しているという話をおっしゃっていました。それが第一寶亭留ほたる館の源氏のフロントなのか、平家のフロントなのか、どこなのか、今時点のお考えで構いませんので教えてください。4つ目なんですが、そらち自然学校は、第3者からの会計監査の承認を得ているのかということですよ。NPO法人だから云々と申しましても、沼田町の一般財源を含めてそれなりの投資をしていますので、例えば第一寶亭留との関係はどうなのか、全く切れていますよといったらそれも構いません。和風園や旭寿園のように特別会計にして、同様な投資と独立の企業会計をお

そらくされていると思うので、だとすれば企業会計の公表はすべきですし、ましてや、これは沼田町の町民の財産の延長であるので、それをNPO法人ごはんの持ち物だから、インターネットのホームページで内閣府のところを見てくれと。見たところ、まだ今年度の決算は終わっていませんが、前年度の決算は先ほど資料に開示したとおりの内容です。2,000万の売上げがあつて2,000万の借入がある。バランスシートは成り立っていますけれど、どうも我々が役場の皆さんから伺っている自然学校の現在の立ち位置とは違う、事業が本当にそこに入っているかということも不明確です。やはりここは、閉じた独立企業会計を第3者の会計監査を含めて、町民に開示すべきだと思います。以上、4つ質問いたします。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）まず1点目。町内、仕入れできるものについては、当然要請をして、1円でも多く対応してもらふことで、それは以前からもお話をさせてもらっていますし、改めて本日頂いた意見をひっくるめて、社長とも協議をさせていただきたいというふうに思います。それと、2点目の労働環境の改善については、これは今即答しかねますけれども、社長が言っていたのは、とにかく外国人のスタッフを入れたいという、そういう話はしておりました。たしか、もう来ているのではないかという話もありましたけれども、改めてその点も本日の御意見を頂いたものもお伝えをした上で、協議をしていきたいというふうに思います。3点目は、全体の窓口というのは当然必要なことでありますし、いわゆるいろんな柱がある集約された空間、地域でありますので、それをいかに効果を発揮させるための、そういう窓口というのは重要だというふうに思いますので、この点も内部で協議をする上で、またホテル側とも調整をさせていただきたいなというふうに思います。最後のNPOの会計については、具体的にNPO法人とも調整しなきゃならないかというふうに思いますので、少なからず、我々がどこまで介入できるかはちょっと別にして、ある程度の町の一つの組織というか、監査請求ができるかといったらそれは多分無理だと思うので、その点も踏まえて、我々も今後の運営状況については円滑に軌道に乗せていくことが、我々も必要でありますので、そのことも踏まえて対策は協議してみたいというふうに思います。

○4番（久保元宏議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。久保議員。

○4番（久保元宏議員）冒頭、町長が政治生命をかけるというのは、エスコンフィールドの居酒屋に限らず、全ての事業に対してだというふうにおっしゃっていただいたというのは、町民としては非常に心強く思いますし、町長がいつも新年の挨拶その他でおっしゃってくれているように、まだまだ沼田町は課題をいっぱい抱えて

いて、それに一つ一つに政治生命をかけられている、その姿勢はすばらしいと思いますし、そのことに対して真摯に今日も答えを頂いております。私も今回、このほたる館のことの質問を幾つか考えているうちに、4つの質問にたどり着いたわけなんですが、一見バラバラの内容なんですが、どうもやはりどこかでつながっていると感じました。それが冒頭に言った沼田町の戦略に町民がなかなか参加しているようなムードがないと、どうも沼田町民をよそにおいて、それ以外のところで全体が動いていると。このタイミングで北広島という名前が出てしまったもので、横山町長は沼田町のほう、沼田町民のほう、また、町内の業者を見ていないんじゃないかというようなことを耳にすることが最近多いので、そうではないということを、冒頭、町長がおっしゃったと私は判断させていただきました。そこで最後に、幾つか既に町長はやるとおっしゃっていただいておりますが、今回、私の質問4つ。1つ、町内業者のスキルを接続して、ほたる館にそれを活かしていただく。2つ目、労働環境の改善。3つ、全体を第一寶亭留がグリップして、ワンストップの窓口の方向で動いていただく。4つ目、そらち自然学校の決算を、なるべく町民に分かりやすくしていく。この4つの方向を、町長がほたる館の再生のために取り組むという判断でよろしいのかどうか、それを最後に聞いて質問を終わりたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）取り組むという言葉はちょっとあれですけど、当然考えていかなければいけない課題の一つだろうというふうに思っています。

○4番（久保元宏議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号8番、大沼議員。認知症基本計画策定とカスハラ防止への対策について質問してください。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）大沼です。まず、北九州で中学生の殺傷事件がありました。このことについて、お悔やみとお見舞いと、一刻も早い犯人逮捕を望むところであります。さて、認知症基本計画に基づきまして、国において初めて認知症施策推進基本計画が作成されました。これに基づきまして、自治体は基本計画を基に計画策定をすることになっていますが、認知症の本人らの声を踏まえて策定すること、努力義務として求められています。本町においては、どうされるのかお尋ねします。また、令和6年11月26日、北海道カスタマーハラスメント防止条例が制定され、来年4月から施行されます。本町のカスタマーハラスメントの今後の取組についてお願いしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。議長

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）大沼議員の質問にお答えをしたいと思います。まず、1点目の認知症に関する件、令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法、いわゆる認知症基本法が施行されまして、12月3日の閣議において、認知症施策推進基本計画が決定され、新しい認知症観が定義されたところであります。令和4年の厚生労働省の推計では、440万人以上の認知症と560万人以上の軽度認知障害の高齢者の合計が1,000万人を超える。誰もが認知症になり得る時代と捉え、認知症になったら何もできなくなるという誤解や偏見をなくしていくことが必要となっているところです。この基本計画は、令和7年度から11年度まで5年間を計画期間として、地方自治体へ計画策定を努力義務として課し、地域の実情や認知症本人、家族の声を踏まえて12項目の基本的施策を設定し、計画策定をすることとなっております。町では、以前より認知症の基礎知識や予防、家族や専門職による実体験に基づく講話などの様々な事業を展開することで、認知症を正しく理解する取組を実施しておりますが、本年1月の認知症基本法の施行に伴いまして、第9期高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画において、認知症関連事業を重点施策として位置付けし、事業展開を行っているところであります。このことから、本年度より新たな取組として、認知症教室フォーシーズンを年4回実施することに加えて、毎月1回認知症カフェを開催し、高齢者から若者、子どもまでが認知症というキーワードを基に集まれる居場所づくり、それから自分ごととして地域が認知症を正しく理解することで、認知症に優しい、安心して暮らせるまちづくりの推進を行っております。町の集計では、町民の65歳以上の在宅高齢者の5人に1人が認知症及び軽度認知障害を抱えており、今後においても効果的な認知症施策の展開で、町民の多くの高齢者が幸せな老後を迎えることができるような事業を、各種各団体、医療福祉機関と連携して提供してまいります。認知症施策推進基本計画の策定においては、厚生労働省の通知から推進計画に定める内容が「介護保険事業計画等の既存の行政計画に一体のものとして策定することは差し支えない」と示されていることから、町では第10期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に認知症施策推進基本計画を盛り込むことで検討しており、令和8年度中に計画を策定する予定であります。それから、カスタマーハラスメントに関してであります。沼田町では、町民の信頼や期待に応えるため、より満足度の高い行政サービスを提供することに努めています。そして、町民等からの行政サービスに対する要望や意見は、行政サービスの是正や業務改善のきっかけにつながる貴重なものであり、これらに対しては真摯に対応しているところであります。都市の事例などでは、要望や意見の中には、内容に妥当性がなく、常識の範囲を超えた要求や言動、職員の人

格を否定する言動や言葉による暴力等、職員の尊厳を傷つけ、職場環境を悪化させ、通常業務への支障や他の利用者へのサービス低下を招くことにつながる重大な問題が発生しているということで、カスタマーハラスメント対策基本方針を策定し、対応している自治体もあるようです。幸いにも、本町ではカスタマーハラスメントを受けたなどの報告は上がっておりませんが、今後、これらの要求や言動に対しては、職員を守るとともに、行政サービスを適正に提供するため、既然とした態度で組織一丸となって対応していかななくてはならないというふうに考えております。今後の取組については、カスタマーハラスメントに対する組織的な対応がとれるように、発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、対応方法や手順など、必要な研修を行うことに加え、防止策として施設内に防止啓発チラシの掲示や、町ホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○８番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○８番（大沼恒雄議員）認知症の施策推進基本計画は、今のいう高齢者福祉計画と介護保険事業の計画で、それは踏まえていくということでのいるんですね。それで、重点目標としては、結局、新しい認知症観、これはだからオレンジプランだったり、新オレンジプランだったり、そこからの発展タイプと言っているのかと思うのですが、沼田町は認知症に優しい、安心して暮らせるまちづくり、これもうとっくに進めているんですね。今さら言ったら悪いかもしれないけれど、国が策定基本計画プランを今さら作るというのはどうなんですかね。町長に聞いてもダメなのかもしれないけれど、これを努力義務として国は言っているわけです。思うのは、沼田町の保健福祉課は多分、自治体としては進んでいます。沼田がやっていることを、これ、国にフィードバックしてもいいくらいだなと僕は思っているんです、逆に。ただ言えるのは、認知症ケアの関係で、共にある行動の理解、了解、それから安定した関係を実行できる、このことが、これを進めるには専門スタッフのチームケアが必要だとなっているんですよ。この部分に対して、沼田町は充足できるのか、していないのかということになるんですが、これがもし充足していてもしていなくても、このことは、やっぱり町長が国にこれは要望して、財源措置を要望していくべきだと僕は思うんです。２０２５年問題からいろいろ発展して、団塊の世代も来年で後期高齢者になっていきます。どんどん人材不足になって、認知になっていく人は増えていくと思うんです。そうすると専門スタッフのチームも年をとって行って、だんだん古くなっていくって言ったら悪いんですけど、そうなります。だから、そのためには、やはりスタッフの財源、これを確保する必要があるので、国は推進計画だけじゃなくて、こういった財源措置もしっかりしていくということを、町長は、私は求めていってほしいと思います。それと次に、ハラスメントの関係なんですけ

ど、ルール聞きました。俗に言うB to C、B to Bですよね。これは12月の12日にホームページで掲載もされています。ただ、北海道はやはりポスターだとかそういったものを貼って告知をしてくれと、促進を促してくれとも言ってますんで、やはりできるだけ早く、商工会を中心にでも町中でも各商店でもいいからそういったところにやっぱり貼っていただいて、カスタマーハラスメントについてはこうなりますよ、ということを私はやっぱり訴えていくべきだと思うし、町長としてはやっぱり職員も守らないとなんないし、私たちはお客さんが来たときにやっぱりハラスメントを受けたらどうしようと考えますんで、そういう対処方法も含めて講座でも何でもやっていただきたいと思うんですけれども、その辺に対しての質問になります。今の専用スタッフのチームケアの確保について、これを要求していくことができるのかできないのか、それからカスタマーハラスメントについては、今後、講習会とか、周知を広くしていく方法をどうやって取られるのか、再度お聞きしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい。まず1点目の認知症のケア、専門スタッフに関することについては、必要なものは国に当然要請しなきゃいけないというふうに思っていますが、現状、保健福祉課だけではなくて、我が町は高齢者施設も抱えておりまして、そこに働くスタッフも認知症のケアに対する研修なども受けて対応させてもらっておりますので、そのことに対する専門スタッフとして対応できるのかどうかはちょっと定かではありませんけれども、今後の対応策については、必要となる人材の費用等々、必要とあるならば国に求めていくことはしていきたいというふうに思います。それからハラスメントの対応方法の研修については、改めて研修の内容についても、ただ開けばいいというものではないかと思いますので、その対応策は十二分検討した上で調整していきたいというふうに思います。

○8番（大沼恒雄議員）はい。終わります。

○議長（小峯聡議長）はい。続いて、大沼議員、税制改正について質問してください。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）税制改正について、2点ほどお尋ねしたいと思います。今回、103万円の壁ということで、世論としては話題になっています。それで、世帯主の扶養の範囲から外れる6種類のパートの年収のうち、住民税が発生する年収額、これが103万円です。これを引き上げようとしています。所得税の非課税枠

103万円を引き上げると、行政的には、国では7.6兆円の税収減になると試算されています。地方税分は4兆円程度となっています。併せて、所得税が原資となる地方交付税も減収になると思われます。この7.6兆円というのは、かなり試算の仕方ewith変わるらしいのですが、これは仮に鵜呑みとしたときの形で聞いてください。本町においても、これを減収されることによっては、多少のダメージがあると思います。このことについて、町長はどのような対処を考えているか、対処というよりどのように捉えているかということでお尋ねしたいかと思います。2点目、政府の総合経済対策において、自動車関係諸税、全体の見直しに向けて検討することが国で決定されました。これにはガソリン減税、暫定税率の廃止を含むとされています。ただ、これも12月11日、3党の合意でどんどん進んでいます。そのことも踏まえて、同じ質問をさせていただきます。1974年より暫定税率として、ガソリンには25.1円1リットル分上乗せされていました。北海道のガソリン平均価格は今180.1円で、政府の補助金の減額により、さらに値上げされ、過去最高になる可能性があると言われていています。燃料費の上昇は物価を押し上げる要因となりまして、生活を圧迫していきます。ガソリン税だけじゃないのですが、ガソリン税における二重課税状態の解消を国に求めていく必要があると思います。このことについて、町長はどのように考えておりますか。お尋ねさせてください。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）大沼議員の御質問にお答えをしたいと思います。まず1点目、103万円の壁の引上げについては働き方が変容することによる地域経済の影響があることや、単純に引き上げた場合は地方税の税収が減少するために地方公共団体では財源不足となることが予想されています。地域の労働力が確保されて地域経済が活性化する一方で、町はその税収減を補わなくてはなりません、国のように国債を発行することもできませんし、恒常的にそれを地方債で賄うことにはならないため、今後の情勢を見極めつつ財源不足により住民生活への支障をきたさないよう、国の政策として実施することが確定した場合、地方に対してその財源補填の対応を求めていかなければならないとも考えています。それから2点目であります、ガソリン税、石油石炭税、石油ガス税などの石油諸税は消費税導入時から二重課税状況が続いています。これまでの議論ではガソリン税と石油税の納税義務者は石油会社である。消費税はガソリンを購入した消費者が納めるものとされているようです。本町に対して国からは令和6年度予算ベースで地方贈与税、地方揮発油贈与税として1,400万円の財源を見込んでおり、これも町の貴重な財源の一部であることも御理解をいただきたいと思います。その上で国会では11日にガソリン暫定税率の廃止の方針が打ち出され、今後、廃止時期や税収減に伴う代替財源の確保などの

慎重な論議が進むものというふうに推察するものの、国の財政事情は楽観視できる状態ではなく、ない袖は振れないことから地方自治体への交付税削減なども無きにしも非ずと見ており、このような状況とならないように注視しつつ、いかにして国に補填を求めるだけではなく、防衛策としてやはり効率よい行政運営の着実な推進と、やはり自主財源を確立する対策も進めていく必要があるということもお伝えをしておきたいという課題の一つであります。以上です。

○8番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）町長が思われていることは全く僕もその通りだと思います。たしか沼田町の財政力指数は0.15くらいだったと思うんです。だから決して財力があるということではないんです。だから少しでもお金がやっぱり税収が減ると困ります。ただ税収は困るんだけど、一方では国民の皆さんが喜ぶ部分も多いわけです。だから今回は国民の皆さんが喜ぶ部分はちょっと置いておいて、町の心配をした質問になっているんですが、地方交付税で成り立っている公共団体は結局、町長の言う地方財政計画、これの縮小をもし国が進めたときにやっぱり怖さが残ります。だからこれはやっぱり断固反対していかないならないと僕は思いますけれど。その中でどうやって住民サービスをしていくかというのが問題になるかと思うので、それは今方法を聞いてもしょうがないので、頑張っていくということなので頑張っていただいて、対処していただければと思います。ただ一方、ガソリン税の二重課税についてはやっぱり譲与税は入ってくるんだけど、車関係の諸税というのが9兆円ほどあるんです。国全体の諸税は117兆円あって車関係は9兆円ほどある。ただ、車というのは買うとき買ってから全部税金かかってきて、全部それが全部とは言わないけれど、二重取りの傾向があるんです。これは確かに大事な財源なんだけれども、今国民の皆さんはやっぱりこの二重課税について非常に興味を持っているし、これは国民の皆さんが一人一人言うのではなくてやっぱりこれは痛し痒しの部分もあるんだろうけども、やはりきちっとした対処をしていってもらわないとダメなんじゃないのかな、というふうな考え方があります。二重課税が決して違反だというわけではないんです。それも分かっています。ただ、二重課税を排除するとしたらやはり国に働きかけて立法府の裁量に委ねるしかないんです。それをしてもらわないと国民の皆さんの二重課税はいつまでも直らないということになるので、その部分を踏まえてやっぱり話ができるときに国にしたほうがいいんじゃないのかなと。これはなぜそうやって言うかということ、3党合意の中で国が今結論を出したからなんです。だから今言わないといつ言うのって話なんです。ガソリン本体にガソリン税がかかって、石炭石油税がかかって、それに消費税がかかって、今まではトリガー条項の暫定税率がかかって、4つもかかっているわけです。結局、

もう一回言いますけれども、車を使う会社と言ったらいいのかな、車で仕事をしている人たちはこの二重課税にやっぱりかなり苦しんでいるんです。だからそういったことも踏まえて、やはり町が譲与税のこともたしかに必要だし、1,400万入ってくる、これは大変必要な財源なんだけれども、やはり駄目なものは1回駄目というくらいの気持ちを僕は持ってもらっていいんじゃないかなと思うんですけれども、町長いかがですか。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）いかがですかと言われると、なかなか難しい。国民、町民の思いが強いことも理解はしつつ、制度として国が変えるというそういう意向で今進みますので、そのことについては注視をしつつ、我々としてはやはりその後の町を運営する財源が少しでも減るという状況のほうが逼迫している課題の1つでありますので、そのことによって町民サービスが停滞をきたすようなことのないように、いろいろと考えていきたいというふうに思います。以上です。

○8番（大沼恒雄議員）終わります。

○議長（小峯聡議長）ここで暫時休憩をいたします。再開は、3時45分再開いたします。

午後 3時33分 休憩

午後 3時45分 再開

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。日程第8、議案第67号、指定管理者の指定について（沼田町クラフトビール醸造所）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業創出課長（小玉好紀産業創出課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。産業創出課長。

○産業創出課長（小玉好紀産業創出課長）議案第67号、指定管理者の指定について、沼田町クラフトビール醸造所。公の施設の指定管理者に下記のものを指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。1施設の名称、沼田町クラフトビール醸造所、2指定管理者となる団体の名称、LASTLAND合同会社、3指定の期間、5年間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。令和6年12月17日提出。町長名でございます。提案理由を説明いたします。本件につきましては、令和7年4月から稼働いたします沼田町クラフトビール醸造所の指定管理者について、議会の議決を求めるものでございます。クラフトビール醸造所につきましては、9月開催の第3回定例会において、関

連条例の議決をいただき、その後施設を管理する指定管理者の公募を行ったところ、LASTLAND合同会社1社から申請の提出があったところでございます。その後、10月25日に民間の方々を含む7名で構成する評価委員会を開催し、同社からのプレゼンテーション、質疑等を行った上で、委員による評価、御審議をいただいた結果、同施設の指定管理者としてLASTLAND合同会社が適任であるとの答申が町長に対してなされたことから、町として評価委員会の意見を踏まえ、同社を指定管理者として提案させていただくものでございます。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（畑地営議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地議員。

○1番（畑地営議員）1番、畑地です。先ほど全員協議会の中でも、食の発信拠点ですか、いろいろなそこの進捗状況もお聞きさせていただきました。来年の3月6日ですか、仮オープンというような言い方だったかと思えますけれども、3月の仮オープンに向けては、ここの工場のビールを使うような予定はないのか、指定管理は多分4月1日からというふうになっておりますので、その間の位置づけってというのはどういう位置づけになって、LASTLANDさんをお願いをするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○産業創出課長（小玉好紀産業創出課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。産業創出課長。

○産業創出課長（小玉好紀産業創出課長）今、畑地議員言われたとおり、指定管理は4月1日からということです。3月6日につきましては、今現状行っている大雪地ビールの委託醸造、こちらのビールを出すことになるというふうに考えております。4月1日から稼働して、実際にビールできるまでには20日ほどかかりますので、そちらのビールにつきましては、それができた4月下旬ぐらいからの提供となるということで現在予定しております。以上です。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第67号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第9、議案第68号、指定管理者の指定について（沼田町暮らしの安心センター）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第68号指定管理者の指定について、沼田町暮らしの安心センター。公の施設の指定管理者に下記のものを指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。記。1施設の名称、沼田町暮らしの安心センター、2指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人沼田町社会福祉協議会、3指定の期間、5年間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。令和6年12月17日提出。町長名でございます。この指定に関しまして、御説明をさせていただきます。沼田町暮らしの安心センターにつきましては、平成29年10月より地域における健康福祉、町民の交流の場としての拠点施設として、町立診療所、総合通所サービスセンター、地域安心センターの3施設の複合施設として、沼田町暮らしの安心センターとして開館し、直営体制での施設管理、事業運営を行っているところであります。本町の将来人口の減少予測から、町有施設管理における人員の確保が今後において困難になることが想定され、施設全般の管理経費の増高などからも民間の力をお借りしながら、行政のスリム化を図り、本町福祉の発展が継続してできるよう、沼田町暮らしの安心センターの運営について指定管理者の公募手続を行ったところであります。10月18日から公募を開始し、申請受付締切日の11月15日の時点におきまして、1事業所の申請を受け付けたところであります。沼田町暮らしの安心センター指定管理者公募要領において、公募において1つの事業所のみの応募の場合は、沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条を準用し、第2段階審査、プレゼンテーションは行わず、第1段階審査、書類審査の結果において選定することとしていることから、提出書類の審査をした結果、施設開設当初より事務所を置いていることで施設内部を熟知していること、申請団体は昭和54年の団体設立以降、本町の福祉全般において重要な役割を担っていただいております、既に総合通所サービスセンターの指定管理を受託している事業者であり、運営規模、能力などの実績からもスムーズに指定管理へ移行することができ、住民サービスの維持向上が図られることから、指定管理者として適正と判断し、当該事業者を指定管理者に指定す

るものでございます。以上、提案の理由とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第68号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第10、議案第69号、沼田町特定環境保全公共下水道沼田浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第69号、沼田町特定環境保全公共下水道沼田浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部変更について、令和6年第2回沼田町議会臨時会の議案第38号により、議決を経て締結した沼田町特定環境保全公共下水道沼田浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を、下記のとおり変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。記。3協定金額、1億4,600万円を7,560万円に変更する。令和6年12月17日提出。町長名でございます。本協定の一部変更の概要について、御説明申し上げます。今回、一部を変更する協定につきましては、令和6年第2回臨時会の議決により、日本下水道事業団と締結した協定の一部を変更するものであります。下水道事業団に建設工事の委託を行っている沼田浄化センターは、平成2年度に供用を開始し、設置後32年を経過した経年劣化が進んでいる電気設備を、沼田町ストックマネジメント計画に基づき更新を進めているものであります。本工事の主な内容のうち、変更する事項は協定金額で7,040万円を減額するもので

あり、内容は電気設備更新工事の物価高騰等による対応分を精査した減額2,800万円、自家発電等基礎工事の工法決定による減額1,600万円、自家発電設備概算工事費の建設工事費誤計上による減額3,800万円、建設工事契約及び現場精査に伴う設計変更による増額1,160万円となっております。なお、この変更内容のうち3,500万円の減額が、下水道事業団が誤って協定金額に含んでしまった自家発電設備プラント工事の重複分となりますが、担当課といたしましては、今後専門知識を有し、実績のある下水道事業団との事業推進は必要であると考えておりますので、再発防止に向け下水道事業団と十分な連携を図り、チェックを行いながら、下水道事業を進めていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上、沼田町特定環境保全公共下水道沼田浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部変更についての概要説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第69号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第11、議案第70号、令和6年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第70号、令和6年度沼田町一般会計補正予算について。令和6年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年12月17日提出。町長名でございます。会議資料の5番、令和6年度沼田町一般会計補正予算（第6号）2ページをお開き願いたいと思います。令和6年度沼田町一般会計補正予算（第6号）。令和6年度沼田町一般会計の補正予算（第6

号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億3,003万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,214万1,000円と定める。2項、省略させていただきます。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。令和6年12月17日提出。町長名でございます。11ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。2款総務費、1項1目一般管理費、11節役務費360万円の増額補正は、ふるさと納税件数増による郵便料の増加によるものでございます。10目振興費、沼田町特産品開発事業12節委託料7万9,000円の補正計上は、クラフトビール工場に関わる除雪費用を計上しております。食の魅力発信拠点整備運営事業957万円の補正計上は、北広島市に展開する発信拠点のテナント料と、ビールサーバーを含む調理機器の設置、水回りの整備に関わる工事費を予算計上しております。16目公共交通事業費、町営バス運行費15万3,000円を増額計上するもので、年度末までの所要額を見込みまして、不足する費用を計上しております。24目ふるさと応援費2億8,064万円の増額補正ですが、9月の定例会議におきましても補正計上させていただきましたが、その後のふるさと納税の増加に伴いまして、年度末の見込み額を12億円とし、返礼品及び送料とポータルサイト掲載手数料について、所要額を増額計上したものでございます。26目沼田町開拓130年記念事業の財源につきまして、地域づくり総合交付金の内示がございまして、財源振替を行うものでございます。12ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費8万8,000円の補正計上ですが、1市4町で進めております戸籍システムの標準化については、令和7年2月からのデータセンターに移行することとし準備を進めておりますが、当初保守委託料として予算化しておりましたが、深川市において一括契約を行うこととなったため、委託料から負担金へ予算を組み替え、深川市へ負担金を支出するものでございます。5項1目統計調査費4万6,000円の減額ですが、実績に伴い予算の整理しております。3款民生費、1項3目介護支援費36万1,000円の減額につきましては、介護保険特別会計繰出金で消費税の過払いに伴う返還金などを整理し、繰出金を減額いたしまして、高齢者グループホーム特別会計繰出金8万円の増額につきましては、施設の人員、施設運営に係る第3者の外部評価が義務付けられていることから、それに関わる費用を特別会計へ繰り出すものでございます。4目障がい者福祉費840万8,000円の増額補正ですが、障がい者福祉サービス利用者の年度末までの実績を見込みまして、所要額を増額計上するものです。財源につきましては、国費・道費負担分をそれぞれ計上してございます。13ページを開きください。2項2目子育て支援費、障害児通所等支援費195万9,000円を増額計上するものですが、発達支援や療育センター通所支援に要する年度末までの実績を見込みまして、

所要額を増額計上してございます。財源は、国費・道費それぞれ計上してございます。4款衛生費、1項5目母子保健費、22節償還金利子及び割引料11万円の補正計上です。母子保健衛生費国庫補助金返還金で、令和5年度の母子保健医療対策総合支援事業の実績に伴い返還金と、7目乳幼児等医療費3万7,000円の補正計上についても、実績に伴い返還金を計上しております。2項2目塵芥処理費56万2,000円の増額補正ですが、10節需用費、消耗品73万6,000円の増額は、年度末までのごみ袋の保有在庫数量に不足が生じるため、購入に係る所要額を計上し、18節負担金補助及び交付金492万6,000円の計上は、北空知衛生センター組合で発覚したごみ処理機械の不適切会計処理にて、未払いとなっております修繕代金の沼田町負担分を計上したものでございます。3項1目上下水道施設費、27節繰出金318万6,000円の増額計上は、年度末に係ります受水費、光熱水費、漏水修繕等の費用に不足が生じることから、必要額を繰り出すものでございます。14ページをお開きください。6款農林水産業費、1項6目農業総合対策費、12節委託料、商標権更新登録申請委託料11万6,000円の補正計上ですが、商標登録している雪中じゃがの商標権が、令和7年3月で満了となることから、再更新に関わる費用を計上してございます。18節負担金補助及び交付金、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金7万9,000円補正計上するものですが、テンサイの生育状況調査のため、褐斑病の初期防除を実施し、褐斑病の発生状況や初期防除の効果についてデータ収集した農業者に補助するもので、同額が歳入で措置されますいわゆるトンネル予算の計上でございます。併せて、財源整理も行っております。7款商工費、1項2目観光費、18節負担金補助及び交付金1,590万円の増額計上ですが、観光協会補助金1,060万円の計上は、沼田町の特産品であります雪中米やトマト加工製品など、全国の消費者に知っていただくための広報宣伝費用が納税の増加に伴いまして、不足が生じることから増額計上するものでございます。夜高あんどん継承事業補助金530万円の増額は、夜高会館の火災により消失した大型あんどん2基の製作材料費などに関わる経費を増額計上したものでございます。3目夜高会館費、10節需用費24万1,000円の増額補正は光熱水費を増額するものですが、冬期間にあんどん製作を行うことから、年度末までの所要額を見込み、増額計上してございます。8款土木費、2項2目道路新設改良費ですが、町道沼田幹線源次橋補修工事確定により財源振替を行うものでございます。9款消防費、1項1目消防施設費、18節負担金補助及び交付金、深川地区消防組合負担金908万6,000円の減額補正ですが、前年度繰越金の確定により整理するものでございます。2目防災費ですが、17節備品購入費から10節需用費に予算を組み替えるもので、当初、防災備蓄品のダンボールベッドなどを購入する費用を、消耗品で予算計上するところを誤って備品購入費で計上していた

ため、予算を組み替えするものです。また、財源についても整理させていただいて
ございます。１０款教育費、１項２目事務局費５７万円の増額補正ですが、７節報
償費７万円の増は、全国大会に出場し活躍する高校生を対象に報奨金を支出してお
りますが、年度末までの実績を見込み、所要額を増額計上するものです。１８節負
担金補助及び交付金、青少年スポーツ文化振興助成金５０万円の増額につきましては
は、野球やバレーボールなどで活躍し、全国・全道大会に出場する機会が増えてい
ることから、年度末までの実績を見込みまして、助成金を増額計上するものです。
財源は青少年スポーツ文化振興基金、報証金及び助成金の補正額と同額で計上して
ございます。２項小学校費、２目教育振興費、１０節需用費４３万４，０００円の
増額補正ですが、令和７年度から改定となる小学校教師用指導書を購入する費用を
予算計上しています。３項中学校費、２目教育振興費、１０節需用費２９０万２，
０００円の増額補正につきましては、４年ごとに改定される指導用教科書を購入す
る費用を計上してございます。１６ページを開きください。４項社会教育費、２目
社会教育推進事業費、７節報奨費２万円の補正計上ですが、年末に来町する台湾瑞
穂郷訪問団の通訳に要する謝金を計上したものです。７目図書館費、４節共済費２，
０００円の増は、新たに任用する会計年度任用職員の共済費を増額計上するもので
あります。１２款諸支出金、１項５目ふるさとづくり基金費、２４節積立金２億円
の増額補正ですが、ふるさと納税の増加に伴い、今年度の寄附額を１２億円と見込
み、係る経費を除いた額を基金に積み立てるものです。１４款災害復旧費、１項１
目農業用施設災害復旧費、１８節負担金補助及び交付金１万４，０００円の増額補
正ですが、７月２４日の大雨による農業用施設被害２件に対し、補助金を交付する
ものですが、工事費が確定いたしましたので不足額を増額計上したものであります。
９ページへお戻りください。９ページ、歳入です。歳入につきましては、今ほど歳
出で御説明させていただきました財源収入を整理したものでありますので、主なもの
のみ説明させていただきます。１２款地方交付税、１項１目地方交付税１，０５
２万７，０００円を増額するものでございます。今回提案しております歳出予算に
特定財源などを充当してもなお不足する額について、地方交付税を増額いたしまし
て、収支の均衡を図ったものでございます。１６款国庫支出金５１７万４，００
０円の増額補正については、障害者及び障害児支援に係る国庫補助金を整理し、予算
計上したものでございます。１７款道支出金７１１万７，０００円の増額補正は、
障害者・障害児支援に係る道負担と道補助金につきましては、地域づくり総合交付
金の確定に伴い整理し、計上してございます。３項委託金は、統計調査実績に伴い
整理したものでございます。１９款寄附金４億円の増額計上につきましては、ふる
さと納税増加に伴い、ふるさとづくり基金指定寄附金を増額計上するものです。１
０ページをお開きください。２０款繰入金１億５３１万９，０００円の増額補正で

すが、歳出で御説明した各種事業の財源として整理し、それぞれ増額、減額整理してございます。23款町債190万円の増額補正です。歳出でも説明申し上げました町道沼田幹線源次橋補修事業債の額が確定したことにより計上してございます。5ページへお戻りください。第2表地方債補正変更でございますが、発行額の確定により変更するものであります。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありますか。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）ふるさと納税が本当に増額した中で、返礼品についての、お米のことについて、品種はななつぼしだと思うんですけど、もしなくなった場合に違う品種を返礼品とするのか、さらに、例えば10キロ単価というのは、どのぐらいで今設定されているのか、もし分かればお聞かせください。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。お米の品種につきましては、ななつぼしがほぼほぼだと思います。それがなくなったらというようなことでございますけれども、ある程度、今の寄附金額を想定した中で、お米の量、農協のほうも出せる分と出せない部分というか、もう数量も決まっている部分、出荷しなきゃいけない部分もありますので、その中で沼田町で寄附金でふるさと納税で使える数量はある程度確保した中で、ある程度想定 of 寄附金を決めた額で今想定していますので、米がなくなったら、そこで寄附は止めなきゃいけないということになるかと思えます。過大に受け付けて、返礼品を送れなかったとかというような例もございますので、そこはそういうことはないように、量は決めた中で、そこに達したら納税はストップさせるというようなことで、今準備はしております。単価。10キロで1万5,000ぐらいの。10キロ6,600です。今の寄附額でいくと、2万2,000円で寄附をいただくという形です。

○議長（小峯聡議長）いいですか。

○9番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○9番（上野敏夫議員）本当に、品種ななつぼしがなくなったら、打ち切るようなことなのと、品種が例えばゆめぴりかという、もし品種に変えることになった場合、単価は変わると思うんだけど、その辺の考えはどんなふうに考えているのか。この先。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）納税のサイトのほうにも、見ていただければと思いますけれども、ななつぼしもゆめぴりかも、その寄附の単価的に違いま

すので、そこに寄附していただける方にその分を送っているということで、例えばななつぼしがなくなったらゆめびりかに変えるとかってというような対応は、今のところはしない。考えていないです。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）2番、篠原です。食の魅力発信拠点整備運営事業についてお聞きしたいと思うんですけども、開店前の準備の段階で、前回の分と今回の分と合わせておよそ2,000万円近くの資金がかかっていると、さらには当然、開店後にも運営資金が今後必要になってくるといふことの全員協議会の中でも説明がありましたけれども、先ほど一般質問の議論の中でも物価高騰のあおりを受けている中で、町もいろいろ財政的な負担が増しているという状況も十分理解できますけど、そういう状況がある中で、町民に今回のこの件について、どのように理解してもらえばいいのかということをお伺いしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）前回のときにもお話しはさせてもらって、決意は述べさせてもらいましたが、私としては、とにかく新たな挑戦を図り、全国にこの沼田町を知名度を向上させ、我が町の産品を売り、そして多くの人方が町に人流を起し、来訪いただく関係人口創出もひっくるめて、引いては移住定住につなげたいという、大きな大きな目標の下、取り組むものでありますので、改めて町の活性化のために御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。（「はい」の声あり）はい。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見はありませんか。

○2番（篠原暁議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。篠原議員。

○2番（篠原暁議員）ただいま、町長のほうから、改めて決意のほうをお聞きしたわけですが、やはり前回9月の補正の時にも、私、そういう趣旨で反対をさせていただきましたけれども、この状況の中でやっぱり今やるべきことの、町長がいつもおっしゃる優先順位っていうんでしょうか、町民のためのお金なのかということ、今これからこのクラフトビールがまさに世の中に生まれていこうとしているときに、まだまだ非常に、言ってみればひよこ状態のか弱い状態で、これから世の中に出ていこうとしている中で、いきなりそういう大舞台に引っ張り出すということが、果たして大丈夫なのかという不安が今でもやっぱりあります。それで、も

っと、私もこのクラフトビール自体に反対するものではないので、しっかりと町民に愛されて広く社会にも認知されて、沼田にもたくさんそのために人が来るような状況、そういう安定した舞台を用意してあげてからでも、このクラフトビールにはいいのではないかなというふうに思っていますので、今回も、この補正予算には反対させていただきます。

○議長（小峯聡議長）ほかに御意見ありませんか。

○8番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8番（大沼恒雄議員）私は補正予算に賛成します。ということは、今、篠原議員言われるように舞台を用意するというのは、そしたら誰が、いつ舞台を与えていいのか、誰がやったって、ここから始まってひよこが育つために、今行政が努力していると僕は思うんです。だから、これはやっぱり、今チャンスのあるときに進めていくべきだと思うので、私は賛成させていただきます。

○議長（小峯聡議長）ほかに御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第70号について採決いたします。この採決は、挙手によって行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（小峯聡議長）はい。8名賛成。反対の方は挙手願います。

（反対者挙手）

○議長（小峯聡議長）はい、反対1名。賛成8名、反対1名ということで、賛成多数ということで、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第12、議案第71号、令和6年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○なごみ施設長（荒川幸太なごみ施設長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。なごみ施設長。

○なごみ施設長（荒川幸太なごみ施設長）議案第71号、令和6年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。令和6年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年12月17日提出。町長名でございます。会議資料06-1、令和6年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第3号）の2ページをお開き願います。令和6年度沼田町高齢者グル

ープホーム特別会計補正予算（第３号）。令和６年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，０９０万６，０００円と定める。２項については省略いたします。令和６年１２月１７日提出。町長名でございます。それでは、今回の補正予算の主な内容について、御説明いたします。グループホームにおける外部評価業務調査に係る手数料による補正予算でございます。７ページ歳出をお開き願います。２款サービス事業費、１項１目居宅サービス事業費、１１節役務費８万円の増額につきましては、グループホームにおける第３者評価調査委員から外部評価を受け、その結果等を公表することが義務付けられており、それに係る手数料として、今回補正予算計上しているものでございます。６ページ、歳入をお開き願います。４款繰入金、１項１目１節一般会計繰入金８万円の増額につきましては、歳出で御説明いたしました役務費を財源とするものでございます。以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○８番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○８番（大沼恒雄議員）これ、最近始まったもの、前からありました。最近のもの。で、これ、評価委員のものってどんな、簡単でいいんだけどどんな評価をするんですか。

○なごみ施設長（荒川幸太なごみ施設長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。なごみ施設長。

○なごみ施設長（荒川幸太なごみ施設長）この制度は、平成１８年の介護保険改正により創設されたものでございまして、グループホーム、いわば認知症対応型共同生活介護事業所において、評価することが指定基準により義務付けられておりまして、実際どういうことをするかといいますと、外部評価委員、決められたものが調査項目を送られまして、現地に来られましてその評価をしまして、それを公表することによって、第３者の御意見をいただいた中で、安心安全な施設づくりを目指すというところが目的になっております。以上です。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。はい。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第71号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第13、議案第72号、令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第72号、令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年12月17日提出。町長名でございます。会議資料07-1、令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第2号）2ページを御覧ください。令和6年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和6年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億724万5,000円と定める。2項、省略させていただきます。令和6年12月17日提出。町長名でございます。今回の補正に係ります内容でございますけれども、介護保険法に基づく地域支援事業の在宅医療介護連携推進事業の消費税の過払いが、北空知1市4町の代表として事務を取り行う深川市において調査した結果、判明したことによりまして、平成30年度から令和5年度分までの受託事業者からの返還金、このことに伴います国・道への地域支援事業交付金の確定から、返還金等の所要額を補正する内容となっております。7ページを御覧願います。歳出でございます。4款地域支援事業費2項1目包括的支援事業任意事業費でございますが、平成30年度から令和5年度分までの在宅医療介護連携推進事業の消費税の過払い金の確定に伴い、受託事業者から消費税の過払い額の返還を受ける収入のうち、国

（「説明省略」の声あり）

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第72号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第14、議案第73号、令和6年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第73号、令和6年度沼田町水道事業会計補正予算について。令和6年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年12月17日提出。町長名でございます。会議資料の08-1、令和6年度沼田町水道事業会計補正予算（第4号）の3ページを御覧ください。令和6年度沼田町水道事業会計補正予算（第4号）。第1条、令和6年度沼田町の水道事業会計の補正予算第4号は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収益のうち、第2項営業外収益において318万6,000円を増額し9,591万2,000円とし、支出、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用において318万6,000円を増額し1億7,901万8,000円とするものでございます。他会計からの補助金、予算第8条本文中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額9,089万1,000円を9,407万7,000円に改める。令和6年12月17日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、今年度中の企業団に支払う受水費、電気料、配水管漏水修繕に係る経費について、3月支払分までを見込み、不足する額を増額計上するとともに、収支の均衡を図るために、一般会計からの繰入金を増額させていただくことが主な内容でございます。8ページを御覧ください。下段の収益的支出から説明させていただきます。収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費163万6,000円を増額は、広域水道企業団からの水道水購入費用であります受水費を、漏水等の影響も含め3月支払いまでを見込み、不足する額を増額するものでござ

ざいます。2 目配水及び給水費 1 5 5 万円の増額は、配水池等の電気量で 3 月支払いまでを見込み不足する額として、光熱水費 1 1 万 6, 0 0 0 円を増額、今後の修繕箇所への対応に備え、近年の修繕実施状況を踏まえ、修繕費 1 4 3 万 4, 0 0 0 円を増額補正するものでございます。上段の収益的収入について説明させていただきます。収益的収入、1 款水道事業収益 2 項営業外収益 2 目他会計補助金 3 1 8 万 6, 0 0 0 円の増額は、下段での収益的支出で御説明させていただきました、受水費、電気料、配水管漏水修繕に必要な経費に対しまして、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図るために、所要額を増額補正するものでございます。以上、提案の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○8 番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。

○8 番（大沼恒雄議員）企業団への支払いということで、3 月までの見込みの計上だということなんですけれど、これは 3 月末に例えば足りなかったらまた補正される、それとも多かったら返してもらえる、そういうことで理解していてもいいんですか。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）企業団への支払いにつきましては、2 月に購入した分を 3 月に支払いをします。ですので、もし不足すれば 3 月の議会の段階で補正をさせていただいて、3 月中に支払う形になるかと思います。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）実績で支払いをしております。はい。申し訳ないです。

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第 7 3 号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第 7 3 号は、原案のとおり確決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第15、議案第74号、令和6年度沼田町下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第74号、令和6年度沼田町下水道事業会計補正予算について。令和6年度沼田町下水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年12月17日提出。町長名でございます。会議資料の09-0（修正後）沼田町下水道事業会計補正予算（第2号）の3ページを御覧ください。令和6年度沼田町下水道事業会計補正予算（第2号）。第1条、令和6年度沼田町の下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。業務の予定量、第2条、予算第2条を次のように改める。下水道事業、（4）主要な建設改良事業費4億152万5,000円。個別排水処理施設事業、（4）主要な建設改良事業費341万円。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文中、括弧中1,886万4,000円を1,796万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入のうち、第1項企業債において3,660万円を減額し1億8,670万円とし、第2項補助金において3,400万円を減額し2億1,490万円とし、第4項負担金において77万9,000円を減額し16万2,000円とし、支出、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費において7,228万円を減額し4億493万5,000円とするものでございます。企業債、第4条、予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。起債の目的、下水道設備等整備事業の限度額2億2,330万円を1億8,670万円に改めるものでございます。令和6年12月17日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容は、資本的収入及び支出において、北竜マンホールポンプ所ほか電気設備更新工事、沼田浄化センターほか電気設備更新工事業務委託、自家発電設備、受変電設備、自家発電設備基礎工、電気室建具等改修、あと、個別排水処理施設設置等工事など、事業費の執行残及び関連する特定財源を精査することが主な内容でございます。8ページを御覧ください。下段の資本的支出から説明させていただきます。資本的支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目環境建設改良費1,900万円の増額は、北竜マンホールポンプ所ほか電気設備更新工事の発注に向け積み上げ段階で、物価高騰等の影響により設備単価が増高していることから、関係費用として工事費を増額するものでございます。2目処理場建設改良費8,040万円の減額は、下水道事業団と協定を締結している沼田浄化センターほか電気設備更新工事業務委託料、自家発電設備、受変電設備で2,800万円を減額、沼田浄化センターほか電気設備更新工事業務委託料、自家発電設備基礎工、電気室建具等改

修で4, 240万円を減額するもので、電気設備更新工事の入札不調等のための経費の減額がありまして、そのほか建設工事及び現場精査に伴う設計変更による増額など、執行残精査によるものであります。当初予定をしておりました沼田浄化センターの屋根仕上げ及び池等の実施設計業務委託は、交付金が令和6年度に配分されなかったことから、令和6年度に実施することとし、1, 000万円を減額するものでございます。3目個別排水処理施設整備費1, 088万円の減額は、個別排水処理施設などの工事の執行残を減額整理するものでございます。上段の資本的収入について説明させていただきます。資本的収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債3, 660万円の減額、2項補助金、1目国庫補助金3, 400万円の減額、4項負担金、1目負担金77万9, 000円の減額は、下段の資本的支出で説明をしましたが、北竜マンホールポンプ所ほか電気設備更新工事から沼田浄化センターの更新に係る委託業務、あと個別排水施設の工事までの事業費精査に伴う特定財源を減額整理するものでございます。以上、提案の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第74号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第16、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき、議会への同意を求めることについて。現評価審査委員であります生田忠幸氏の任期が、令和6年12月24日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3

項の規定によって、議会への同意を求めるものであります。推薦する方は、沼田町字北竜207番地42、生田忠幸氏、昭和31年7月1日生まれ68歳であります。現在3期目の委員として御活躍をいただいております、識見、人格ともにまさに適していますので、再任として提案を申し上げます。令和6年12月17日提出。沼田町長、横山茂です。以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑・討論を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本件の質疑・討論は省略することに決定しました。同意第4号について採決いたします。お諮りいたします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、同意第4号は、同意することに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第17、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の意見を求めることについて。現評価審査委員であります大西晴彦氏の任期が、令和6年12月24日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。新たに推薦する方は、沼田町字共成142番地、澤田彰氏、昭和41年1月2日生まれ58歳です。澤田氏につきましては、沼田町農業委員会並びに会長代理、沼田町土地改良区総代などを歴任され、識見、人格ともにまさに適していますので、提案を申し上げます。令和6年12月17日提出。沼田町長、横山茂。以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本件の質疑・討論は省略することに決定しました。同意第5号について採決いたします。お諮りいたします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、同意第5号は、同意することに決定しました。

（ 閉 会 宣 言 ）

○議長（小峯聡議長）以上で、本定例会に附議された案件は、全て終了いたしました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これにて、令和6年第4回沼田町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 4時43分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員